

令和4年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和4年3月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1 番 小菅 康子	2 番 田中 陽介
	3 番 石川 恵美	4 番 村田 弘行
	5 番 木下 伸一	6 番 津村 俊二
	7 番 益川 教智	8 番 東郷 克己
	9 番 服部 嘉雄	10 番 奥山文市郎
	11 番 山崎 有子	12 番 山本 剛
	13 番 鈴木 市朗	14 番 山崎 敦志
	15 番 橋 俊明	16 番 岩井智恵子
	17 番 稲垣 誠亮	18 番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	市立野洲病院長	福山 秀直
政策調整部長	赤坂 悦男	政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明
市立野洲病院事務部長	市木 不二男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	川尻 康治	総務部次長	武内 佳代子
広報秘書課長	辻 昭典	総務課長	井狩 勝

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	辻川 真

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第1号から議第35号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度野洲市一般  
会計補正予算(第10号) 他34件))

### 質疑

第3 議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号まで

(令和4年度野洲市一般会計予算 他26件)

### 常任委員会付託

第4 議第1号、議第12号から議第16号まで、議第34号及び議第35  
号

(専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度野洲市一般  
会計補正予算(第10号) 他7件))

### 討論、採決

第5 議第36号

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第12号))

### 提案理由説明、質疑、討論、採決

第6 決議第1号

(ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議(案))

### 提出理由説明、質疑、討論、採決

第7 代表質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、2月25日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第15番、橋俊明議員、第16番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(荒川泰宏君) 日程第2、議第1号から議第35号まで、専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第10号))他34件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、簡潔明瞭にされるよう希望します。

まず、第2番、田中陽介議員。

○2番(田中陽介君) 皆さん、おはようございます。第2番、田中陽介です。

議第2号令和4年度野洲市一般会計予算について質疑いたします。

この度、市提出の一般会計予算の中に、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に関わる債務負担行為の追加、これは前回の議会で承認されたものですが、があります。これはBブロックでの市民病院整備と併せて、野洲駅前南口の整備を進めるに当たって、必要であると提案され、いろいろ質疑等も受け、その結果は可決されたものです。当然、この度の突然のBブロック熟考という、実際、凍結に近い判断をされた、市長が判断をされたことで、この予算の前提条件が変わっています。

今年度中に業者と契約が結べないとこの債務負担行為は不履行となり、実質消滅することになります。もちろん前提が変わっている中での執行というのは不可能ですので、これはほぼ確定かなと思っておりますけれども、そして、さらに今回の一般会計当初予算には病院整備の予算もついておりません。当初予算はこの1年こうしていくという非常に重要な予算であります。これが次年度のベストな、喫緊の課題と共通認識で今まで歩んできたと思っていましたが、これでは提案者である市の捉え方、考え方がとても理解はできません。

そこで質問します。

前回直近の議会で自ら提案したこの債務負担行為を自ら不履行にするようなこの行為についての説明を市長に求めます。これ、1つ目です。

2つ目、この市の行っている行動、現在の野洲市政の執行は矛盾しているのではないかなと思いますが、市長が熟考を発表する前に、そうしたことは確認、進言、相談等、庁内でしっかりとそれがもまれたのかというのを2番目、赤坂政策調整部長にお伺いします。

そして3つ目、この一般会計には早急に進めていくと約束された病院整備の予算が全く計上されていません。このままでは凍結もしくは振出しに戻るということもあり得るとなってくると、今までの医師会や議会、病院関係者、職員、そして多くの市民の方と合意形成をしてきて、議論を積み上げてきたこの早期の駅前建設という選択、それに対して、このような事態になっているということは、これ、早急な整備というのが果たして可能なのか、これ、非常に疑問です。こういった厳しい条件の中で、市立病院、運営しているスタッフ、そしてまた協力していただいている関係者の理解を得られるのか。これ、各担当の責任者に問います。これは馬野病院整備の政策監と市木病院事務部長に質問したいと思えます。

分割ですので、以上この3点でお答えください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

田中議員からの議案質疑、令和4年度野洲市一般会計予算の1点目、債務負担行為を自ら不履行にする行為についての説明をとのご質問にお答えいたします。

市民病院整備につきましては、これまで市議会審議等におけるAブロックを病院整備地とする決議の可決やBブロックも含めた駅前での複合商業施設整備の要望など、様々なご意見があり、市議会においてはBブロックでの病院整備に反対のご意見が多いと思われる中で、Bブロックでの病院整備の進展が見通せない状況となっています。AブロックとCブロックでの複合商業施設の整備に係る支援業務予算は、Bブロックにおける病院整備を前提として可決いただいておりますので、自らが熟考している状況では執行できないと判断したものであり、このことは予算成立後の状況変化による政治的判断でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、2点目のご質問の市長が熟考を発表する前に、

そうした確認、進言、相談がなかったのかという質問にお答えさせていただきます。

市長がこれまで市が提案してきましたBブロックの病院整備の進展が見通せない状況となっているため、今一度、熟考した上で判断していくと本年1月11日の部長会議で表明されました。その際、この市長の表明に対しまして、熟考することで生じる様々な影響や課題、これまでの経緯なども含め、各部長からは意見具申をしております。また、複合商業施設の整備につきましては、野洲駅南口周辺整備構想の健康とにぎわいというコンセプトに基づき進めるもので、熟考されている状況では整合性が図れないため、支援業務を発注することは困難と申し上げ、判断いただいたものでございます。以上のことから、予算執行上の矛盾は生じていないと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 議員の皆様、おはようございます。

3点目のご質問に病院整備担当としてお答えをさせていただきます。

昨年の5月に、整備場所を駅前Bブロックとして示して以来、病院の整備担当、それと病院長をはじめ、病院のスタッフ並びに支援業務の受託業者とともに、9月の初めから約5か月間の中で野洲市民病院整備基本構想、基本計画を予想以上に早くまとめることができました。これには、皆が一刻も早く整備ができるのを第一義に考え、団結したから早く進んだものと考えています。また、基本構想、基本計画をまとめるためには、評価委員会各委員の貴重なお時間とご意見をいただきながら進めてまいりました。特に医師会、滋賀医大、県立総合病院並びに県の担当者さんなどのご協力の下で進めてきており、前計画も含め、野洲市がこれまで新病院計画を検討してきた10年間、長きにわたって協力をいただけてきました。

現在、市長の政治的判断で熟考とされていますが、仮に駅前から離れて病院整備をする方針になれば、まず病院の在り方から検討する必要があります。次に再度の基本構想、基本計画の策定をする必要があると思います。また、そこには実現できるかどうか不明の農地転用や用地買収、さらには前の計画のAブロック、それと今年度のBブロックの計画以上の優位性があるのか、地方自治法に規定している最少の経費で最大の効果を上げなければならないに合致しているかなど、他にも数え切れないほど多くのハードルがあると思っております。

これらのことから、Bブロック以外の他の箇所を選択することになれば、早期の病院整

備からは程遠く、かつ実現性にも疑問があります。また、これまでご尽力をいただいた関係者の方を思いますと、全くご理解いただけないと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、病院運営の担当者として回答させていただきます。

ただいま馬野政策監が答えたと同じように、駅前以外の立地では数多くの課題があり、計画策定に携わった方々の理解を得るのは難しいと考えます。病院運営を預かる立場の1人として、老朽化や耐震に課題を抱えた状態での現施設での運営を継続している状況、また患者様や病院で働く職員関係者のことを考えますと、一日も早い新たな病院整備をしていただきたいという思いでございます。

このような状況下におきましても、患者様のために、コロナ禍において、発熱外来、コロナ患者の入院受け入れ、ワクチン接種等、通常業務以上に係る業務に当たりましても真摯に向き合ひまして、懸命に働いている職員のことを考えますと、新病院の思いを持った上での働きでございますので、現状に十分応え切れていないのではないかというふうに考えております。その一端は私の責任もあるのではないかという思いでございます。

現在、市長が熟考されておりますが、こういった病院事業の管理者でもおられますので、十分その辺は現状把握いただいていると思いますので、その辺を踏まえて、早期整備に向けたご判断をいただけるものというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今の回答に対して、再質問をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、予算成立後に政治的判断によって変わったということなんですけれども、予算成立後に一体何があったんでしょうか。今の話ですと、決議やそれまでの議会のいろんな意見等ということだったんですけれども、それであつたら、12月の時点ではもうとっくに分かっている話ですと、一体何が変わったのかというところを明確にお知らせください。

次、2点目、赤坂部長、執行的に問題はないというふうにおっしゃっているんですが、そもそも12月に出してきた話ですね。これ、市、行政の仕組みとして、在り方として、行政の基本的な稟議とか、いろんなことをちゃんと整えて出していくというのは、これ、

基本だと思うんですけども、そういった中でこうして出した予算を次にはもう執行していないみたいな、そんなことというのは正常なんですかね、正常というか、よくあることですかね、というところの所見をお伺いします。

次は、3点目、今、お二人の意見というか、担当課の考えを表明いただいたわけですけども、理解していただけないであろうということが大半でした。これは病院整備していく上ではこの地域の方々や医師会、または病院の先生方、そしてスタッフ、こういったところのご理解を得られないともう病院整備はとてできないんじゃないかと。できないことを分かっているながら進めていくということは、病院整備をもうやらない、もしくは潰していくというようなことに思われても仕方ないと思うんですね。そういうところで、もちろんこの担当課の意見というのは、市長はご存じだと思うので、その上でそう捉えている、どういう意図でこの熟考とか、また別のところとかという言葉をおっしゃっているのかというところを、今の発言を改めて聞かれてどう感じられるのか、どう思っておられるのかというのを市長に伺います。

もう1点、先ほど、馬野政策監が基本計画をまとめ上げられていることができたというふうにおっしゃったんですけども、これは成果物はまだ議員のほうとか市民の方に公表されていないと思うんですね。これ、僕が調べましたら、納期はたしか2月になっていたと思うんです。なので、3月になったら、もう上がってくるのかなと思っているんですけども、なぜこれが上がってきていないのかというのを説明ください。

以上4点、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目の予算成立後、決議等々が出て、12月のところで分かっているのではなかったかということでございましたけども、私が熟考を決断させていただいたのは、1月5日に会派から要望書が出まして、その中でいろいろ考えさせていただいた上での熟考ということをさせていただいたということでございます。政治的判断というのが、先ほども申し上げましたですけども、やはりBブロックでは厳しいというご意見が多いと、この中で性急に進めていくのが本当にいいのか悪いのかということ熟考させていただいているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 2点目のご質問にお答えいたします。

一般的に予算を議会のほうで認めていただきまして、それを適正に執行すると、それは我々の業務であると認識のほうはしております。今回、政治的判断ということで、通常は予算を認めていただいて、それを先ほど言いましたように、適正に執行するというのが一般的で、それとは違う例外的なことが政治的判断によって行われ、それに基づいて、先ほど議員が質問されたような債務負担行為の、今後、そういうふうになるであろうというご質問でございましたが、そういうふうな方向に今向かっておるとい認識はしております、一般的に通常あり得ることですかという問いに関しましては、通常ではないというように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のご質問にお答えいたします。

病院整備はしないのかというようなことがお言葉に出ましたけども、病院整備はいたします。そしてまた、今の政策監の話とか、そして病院事務部長の話とかの回答を聞いてどのように思うのかというご質問でございますが、部長会でもいろんな部長の意見も聞きました。そしてまた、今、それぞれの政策監、そして事務部長が申しあげましたことも聞いております。もちろんそれも含めて熟考しているという状況でございます。できないできないと、私は別に病院を造って、病院を建てればいいというだけの考えだったら、どこでもいいんですよ。でも、やはり先々のことを考えたら、野洲市、病院だけじゃないわけですから、いろんなものを考えた中での政策判断、要は政治的判断ということで、今、熟考させていただいているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 田中議員の再質問の4点、成果物についてちょっとお答えをさせていただきます。

成果物については、2月28日に成果物として受け取っておりますので、近々、公表並びに議員さんにも配付をさせていただこうと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） すみません。先ほどの田中議員に対する回答の中で、どこでもいいからという言葉を使ってしまったんですけども、どこでもいいという問題ではないとい

うことだけは訂正させていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） この答弁の中で、政治的判断という言葉がよく出てきます。政治的判断をされることも権利の中であるのかもしれませんが、でも、それをちゃんと市民や議会に説明することが求められるというか、当たり前ですけれども、そうなんです。例外的なことやっているわけですから。ただ、それが会派、さっき言われた1つ目、会派の提出された、6人の任意団体が提出したというだけなんです。それ以外は何も変わってなくて、それに対していろいろ考えたというふうにおっしゃったんですが、このいろいろ考えた中身を教えていただきたいんですね。当然、いろいろ考えられたと思うんですけれども、この会派6人の任意団体が、議会の決議じゃないですよ、これ。議会の総意でも決議じゃない、ただの任意団体がその要望を出したということだけで、これを、この大きな決断をされたんです。これ、ほな、何を考えてそれをされたのかというのを今教えてください。

そして、2つ目、今、建てればいいというもんじゃないとおっしゃったんですけど、これ、まさにそのとおりで、そのままお返ししたいんですけれども、皆さんの協力を得られない、建てるだけだったら建てられますよ。そこにお医者さんも協力いただけない、人も協力いただけないという中で進められないじゃないですか。だから、いろんな関係者と調整して、いろんな意見を聞いて、議論を積み重ねて、今までやってきたわけですね。建てるだけだったら、それこそお金を払ったら、建てられるかもしれません。ただ、県内の医療機関の調整会議とか、そういうのでちゃんと許可をもらわないと、それ、県の許可も含めてもらわないと病院は建てられませんね。そんな市だけが建てたいと言って、建てられるもんじゃないですね。そういうことも含めて考えて、建てるだけじゃなくて、いいものをちゃんと未来に資産になるような病院を造るというので、今までやってきているということをご理解いただけているのか。今の答弁だと、どうもいただけていないようなので、もう一度確認させていただきたいと思います。そういった協力なくして、本当に未来の資産になる病院を建てられると思っているのかというところを聞かせていただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず1点目の任意団体と言われましたけど、うち、議会の会派でするので、議会の会派から要望書が出てきたというのは大きな意味がございます。いろんな提案をさせていただいても、やっぱり通るか通らないか、可決していただくかいただけないかというのも大きな問題だということでの、重く受け止めているということはそういうことでございます。

そしてまた、建築を進める、整備を進める上で医師会の医師の協力をいただけないといけないのではないのかと、あたかも医師、お医者さんの協力がいただけないというようなお言葉でしたけども、私は、そうではないというふうに思っております。きちっと協力もしていただけるものと思いますし、いろんな方々の協力なくしてできない、協力をいただかないとできないという認識は持っておりますので、今、熟考した後のことを決めたら、そのことに関しましては丁寧に、それぞれの方々、機関にご説明をさせていただこうというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○2番（田中陽介君） 3問までということですので、次に行かせていただきます。

次は、議第30号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について質問いたします。

この条例の根拠となる行財政改革プランでは、財政が厳しい理由として、市はサービスを直営で実施している業務が多く、経常的な経費である人件費の割合が同規模の自治体と比べて非常に高いと。これは、構造的な問題ですね。あと、機能が重複する施設の集約化が進んでいない、歳入と歳出のバランスが崩れている、そういう原因ですというふうに言っています。目的としては、持続可能な行財政運営を実現し、市民の皆様のニーズに応え、市民の皆様が将来にわたっていきいきと暮らせる社会、笑顔あふれる市政の実現を目指しますとなっているんですけども、まず1点目、手数料の改正というのは行財政改革の1つと捉えられていいかと思うんですけども、中止された市民説明会において、説明されるべきことがいろいろあったと思うんですが、これについて、この手数料等のことについての説明をする予定だったその内容を問います。

次、2点目、このプランでは、令和4年度、700万円であったところから2,200万円とかなり増えているんですが、この利用料を除いた手数料の売上げ、値上げの効果というのはどれぐらい出るのか、またなぜ令和5年度からこんなに突然増えているのかというところをお伺いします。

次、3点目、利用料にしても、手数料にしても取ることが目的ではなくて、持続可能な

サービスというのは、足らなくなったら値上げしたらいいという簡単なものではないと思います。特に手続等は代替が利かないわけですね。絶対、行政の手続するときには野洲市でやるしかないし、他のちょっと安いところを探そうとか、そういうことではないですね。そういうのを値上げするというのは、相当なちゃんとした根拠といいますか、そういったものが必要になってくると思いますが、その根拠が必要ですし、このサービスを値上げし改革を進めると具体的にどういうふうになっていくのか、そういった説明も市民にとって必要だと思いますが、その説明を求めます。

そして4点目、この値上げ等はこの5年間のプランの中での値上げという話なのか、それともこの先も継続されていくものなどであるのか、これを伺います。

そして5点目、歳入に合わせて歳出をその分増やしていけば、基本的には同じことになると思うんですけども、行財政運営において改革していくと述べられていますが、今までと違う改革と言えるような運営で臨まれるのか、一体、何が今までと違うのか、そしてその考え方はどのようなものかということをお伺いします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員からの議案質疑、野洲市手数料条例の一部を改正する条例についての1点目、市民説明会の内容についてのご質問にお答えいたします。

今回の使用料と手数料の改正についての説明会を単独で行うことはございませんが、新型コロナウイルスの感染拡大によりやむなく中止した行財政改革推進プラン全体の市民説明会では、改定を行うべき理由をご理解いただくため、次のような内容をご説明する予定をしていました。初めに、使用料、手数料の多くがこれまで見直しができおらず、比較的市の財政が豊かであった時代に設定された低廉な料金が据え置かれてきた実態があること、次に行財政改革推進プランでもお示ししているとおり、本市の財政にとって老朽化した施設の維持や大規模改修が大きな負担となっていること、最後に、受益者負担の原則といった見直しに当たっての基本的な考え方、使用料と手数料の算出方法とその結果などがございます。また、説明会当日に手数料に関してご質問があれば、サービス提供に要する経費に対して現在負担いただいている割合などについてお答えするつもりをしていました。

次に、2点目の値上げ効果額、令和5年度から増えている理由についてお答えいたします。

手数料の改定による効果額は、令和4年度が約600万円、令和5年度以降、毎年約1、

200万円と見込んでいます。また、令和5年から増えている理由は、令和4年10月の改定を予定しているため、令和4年度は半年分の効果額となるためです。

次に3点目、市民サービスや代替のないインフラの料金を値上げし、改革を進めると具体的にどうなるのかとのご質問にお答えします。

今回の見直しにおいて、人件費や物件費といったサービス提供に要するコストから利用者に負担いただくべき料金を算出したところ、現行の料金との間に大きな乖離があったことから、利用者に適切な負担を求めるために改定を行うものであり、足りなくなったら値上げをするというものではありません。

なお、今回の行財政改革の実施にかかわらず、使用料と手数料の見直しについては、令和元年度に策定した野洲市経営改善アクションプランに基づいて、庁内での検討を重ねてきたものです。本来は定期的に見直すべきものであり、具体的にどうなるかということではなく、持続可能なサービス提供のために必要不可欠であると考えております。

次に、4点目の値上げは5年間か、この先も継続されるのかとのご質問のお答えをいたします。

5年間の期間限定の改定ではなく、継続するものであります。ただし、定期的に見直すこととしており、5年ごとに一斉見直しを行う予定であります。

次に、5点目のどのような考えにより今までと違う行財政運営を行うのかとのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今回の行財政改革はこれまでの取り組みとは異なるものです。本市では過去に何度か大きな臨時的収入が得られた年度がありました。それを当面の課題解決に費やしてしまい、将来的な備えを怠ってきたため、今日の厳しい財政状況を招く結果となってしまいました。その反省から、今回の改革では野洲市の行財政運営上の課題に正面から向き合いつつ、財政調整基金15億円の維持と公共施設等整備基金7億5,000万円の積立てといった明確な目標設定の下、財政の健全化と施設の老朽化対策といった将来を見据えた取り組みを行うこととします。一過性のものではない行財政改革により、10年後も20年後も持続可能な行財政運営の実現を図るための基盤をつくとともに、コスト削減によって生み出される財源により、将来的には人口減少、高齢化の中でも市民サービスの維持、充実も図ることができるようになっていくと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 最後の点なんですけれども、突発的な、短期的な改革じゃなくて、長期的な視点を見た持続的な運営の改革ということなんですけど、言葉では分かるんですが、いえ、今までとどう違うのかな。運営上、何か変わることがあるのかなというのが正直なところなんですけれども、売却して、いつきの利潤を充てて、それで行財政はよくなりましたというやり方じゃないよということはおっしゃっていたので、それはまずそういう考え方ではないということですかということの確認と、あと、今言ったように、こういうふうに持続可能にしていきますというのは分かるんですが、それをどういうふうに、どのような仕組みでやっていくというのが、それが改革だと思うので、こうしていきたいというのは分かるんですけど、その部分を教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 行財政改革の中で、やっぱり持続可能なというのはどういうことかと申しますと、今までは普通の、例えばマルフクとか日常の運営に関してはあまり大きなあれはないと思うんですけども、ただ施設整備とか老朽化した建物の整備、そしてまた、まあ簡単に言うたら、市道の整備というのは、うちで基金を積み立てて、それを取崩して整備していくという方法なんです。それが、例えば基金が積み上げられていなかったらどうなるのかというたら、一般財源からそれで整備していくことになりますので、やっぱり財源が枯渇というか、一般財源に影響が出てくるということで、普段していかなければならないこの繰り出しがなかなかしにくくなるという、そういう問題が発生しますので、とにかく適正な財政運営していくには、先ほども言いましたけど、財政調整基金の一定の積み上げ、施設整備基金等々の一定の積み上げというものをしていかななくてはならない、それが財政運営上、必要なことである。だから、いろんなものを、施設にしても統廃合していくとか、そういうようなことをしていかなければならないということでございますし、今も言われましたけども、今までみたいに土地の売却等々で、それを当て込んでやるというようなことだけじゃないような考え方でやっておりますので、ちょっと分かりにくいかわからんですけども、以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 最低限の基金は、それは当然、僕も必要だと思います。ただ受益者負担というのを先ほどからおっしゃっているんですけども、基本的にこの受益者負担というのは病院とかでもそうですけども、要は債券を発行して、毎年返していく、要は使う人が将来にわたって、使う人が負担していくというのが、基本的には行政の受益者負担

の考え方かなと思うわけですが、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 行政で言う受益者負担というのは、例えばその施設に必要な経費を民間でしたら割り出して、受益者というんですか、お客さんにそのまま転嫁していくんです。行政の場合はそうはいかないと思うんですね。だから、一定の受益者負担というのは全額とかそういうふうなんじゃなくして、一部、負担をしていただくというような考え方であるという認識をしておりますので、当然、今は使用料、手数料の話だと思うんですけども、そういうことですね。受益者負担というのは使用料、手数料に関しての質問ですね。

○2番（田中陽介君） 今、市長がおっしゃった将来的なことで話をされていたので。

○市長（栢木 進君） だから、将来的に、その受益者負担というのは、私が言っているのは、将来にわたっての、いわゆる基金を積んでいくということ、基金を積んでいって、施設整備とかいうものを施設が老朽化したときにその基金を取り崩して充てていくというのが、そういうようなのが基金ですね。

○2番（田中陽介君） いや、だから、それだと、今払ったやつを……。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前9時41分 休憩）

（午前9時41分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、市長、発言を求めます。

○市長（栢木 進君） ちょっと議員のご質問と私が聞いた感覚とではちょっとそごがありますので、私が申し上げている受益者負担というのは、あくまでも手数料とかの話で申し上げているわけでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

議第2号令和4年度野洲市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

去る2月25日の市長の施政方針では、3年目に入った新型コロナウイルス感染症は私たちの日常生活を一変させ、社会経済活動にも大きな影響を与えたとして、市民生活に最も身近な基礎自治体として、市民の皆様の安全で安心な暮らしを支えていくことが肝要と考えていますと述べられました。全くそのとおりだと思います。提案されています一般会計予算は244億3,000万円でありまして、野洲市になりまして、過去最大の予算と

なっています。総じて、体育館の大規模改修や小中学校の改築など、予算が大きくなった要因もあります。また、本予算では、今年10月から子どもの医療費助成が小学校6年生まで拡大されることは子育て中の若い世代から歓迎されており、大変評価できるものと思います。

次に、以下、市長にお聞きします。

1点目に、先ほども言いましたように、3年目になったコロナ禍の中で市民の暮らしは本当に大変です。国はもちろんですが、市としても市民の暮らしと営業を守る施策と予算にすることが第一義的な課題だと思います。しかし、本予算では令和3年度に見送った都市計画税分3億5,000万円を計上されています。また、行財政改革推進プランの具体化として、一連の使用料、手数料の見直しで、値上げ、負担増を計上されています。このような負担増は、今、このコロナ禍の中で市民の暮らしが本当に守れるのか疑問です。本予算に計上されました市民負担を強化されることについて市長はどのように考えておられるのか、見解をお聞きします。また、使用料、手数料の値上げの多くは今年10月から実施とされていますが、令和4年度の値上げ分の増収分はいくらを見込んでおられるのか、また令和5年度以降は年間いくらを見込んでおられるのかをお聞きします。

2点目に、同じく市長の施政方針で、市民病院について今後の方向性については熟考しているところとして、当初予算に関連予算を計上しないことを表明されました。私は重要な時期となっている今、熟考として建設の立場を否定するがごとの姿勢は市長としての責任放棄に値するものと考えます。当初予算の提案に当たり、市長の今後の建設の方針を明確に表明する責任があるものと考えます。市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員からの議案質疑、令和4年度野洲市一般会計予算の1点目、市民負担の強化に対する見解、また効果見込額について、お答えいたします。

使用料と手数料については、これまで統一的な見直しができおらず、多くのもので旧町時代から引き継がれた低廉な料金がそのまま据え置かれてきました。これを受けて、施設の維持やサービスの提供に必要な財源を確保し、持続可能なサービス提供を行っていくため、利用者に適正な負担を求めるべく改定を行うものです。また、今回の使用料と手数料の改定による効果見込額については、令和4年度は約800万円、令和5年度以降は毎年約2,200万円と想定しております。

次に、2点目の今後の建設の明確に表明する責任に係る見解について、お答えいたしま

す。

私は長年の課題となっている病院問題を早期解決するため、現地建て替えの検証及び市有地での立地場所を検討した上で、昨年5月28日に、駅前Bブロックで整備することを表明し、早期開院を目指して、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいりました。1月5日、創政会からの駅前Bブロックでの病院整備を断念し、新たな用地に整備すべき、またBブロックも含めた駅前全体を複合商業施設として整備すべきとする内容の要望が提出され、Bブロックでの病院整備に係る審議をいただく妥当性も含め検討していましたが、このままでは議会の同意を得られることができなくなるおそれがあることから、1月14日に開催された臨時の全員協議会において、病院整備について熟考することを表明したものです。熟考により建設を否定する姿勢は責任の放棄に値するものであると議員から指摘をいただいておりますが、決して新病院の建設を否定するものではなく、責任を放棄するとは考えておりません。現時点において、私は市民病院の場所が本当に駅前Bブロックでよいのか、Bブロックでなければ市内のどこに建てるべきなのか、また立地によって付随してしている課題を熟考しているものであります。今後、熟考の上、適切な病院整備の方針を表明した後に予算の提案を至急行い、地域医療を確保し、市民の皆様が安心して暮らしていくために一日も早い病院整備を進めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 1点目の市民負担についてです。ただいま、使用料や手数料改正についての理由を言われましたが、市民が置かれている暮らしの実態について、やはり認識がどうなのかと思います。今、暮らしは本当に大変です。例えば、本市の生活保護を受ける世帯は令和元年3月末で172世帯、これが今年3月1日現在も、やはり171世帯と高い水準であります。また、小中学校の就学援助を受ける世帯は、要保護、準要保護を合わせて、小中学校の児童生徒合計で、令和元年度では371名でしたが、今年3月1日現在では392名です。野洲市の小中学校全体の児童生徒数の合計は4,325名ですから、9.1%となります。これを中学校だけで見ましても、今年3月1日現在で152名の方が受けています。これは全生徒の11.1%となって、1クラスに3人から4人の子どもさんが就学援助を受けていることとなります。

このように、子育て世代をはじめ、市民の暮らしは本当に大変です。また、コロナ感染拡大で外食産業での米消費の減少も影響して、令和3年度の米の価格が下がりました。令

和3年度のレーク滋賀農協の米の概算金は、前の年から比較しても、銘柄ごとにみても、2,000円から3,000円も下がりました。また、市内の飲食店も今なお深刻な影響を受けています。ある飲食店では、昨年11月から12月、コロナが落ち着いたときには少し持ち直したが、今年1月になって、オミクロン株が爆発的な感染拡大で、仕出しの注文はまたほぼ皆無になったと話されるお店もあります。これらを見ましたら、この時期に都市計画税の課税や使用料、手数料のほぼ全面的な値上げで市民負担を強化していいのか、改めて、市長にお聞きします。

2点目の病院建設予算についてですが、私は、市民にとって、行政としても、野洲市にとっても、これほど重要な政策課題、新病院建設について、新年度に当たり、市政の最高責任者である市長が方向を示されないのは大変不正常なことだと思います。いずれにしましても、熟考を表明されて以来、何を熟考するのかを明確に表明されていないと思います。少なくとも新年度当初予算提案に当たり、何を熟考するのか、これを明らかにすべきと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、使用料、手数料の改定についてのご質問にお答えいたします。

暮らしが大変だ、子どもさんが就学支援を受けたり、米の価格が下落したりとか、飲食店も大変な状況、こんな状況下で値上げをする、そしてまた都市計画税を課税するということが本当にいいのかというご質問でございますけども、本当に長年にわたって、使用料、手数料の改定というのはされてこられなかった。そして、受益者負担の観点から改定をさせていただくということでございますし、手数料、使用料につきましては、手数料、使用料の中でも全部が上がるわけではなく、そのままのものもありますし、また下がる部分も若干あると聞いておりますので、下がる部分もございます。そして、また都市計画税につきましては、もう既に令和3年度から課税するというふうに決まっておったんですけども、1年間、その分を先延ばしさせていただいて、令和4年からということで、当初から申し上げておりましたので、そのように執行させていただいておる状況でございます。本当に日々の生活が厳しい方がたくさんおられると思いますけども、その相談窓口とか、そういうこともきちっと重層的な支援という形で市も対応しておりますので、本当に困っておられる方は、そちらのほうへまたご相談いただけたらありがたいなというふうに思います。

2点目の病院整備の方向を示さないのはということですけど、確かに議員のおっしゃる

とおりはございますが、熟考しているという中には、いろいろなことがあって、熟考しているわけですから、今、何を熟考しているのやということをご質問されたわけですが、今、ここで申し上げることはできませんので、まだ意思形成過程の中でございますので、熟考した時点でご説明させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 市民負担についての2回目の再質問をさせていただきます。

いずれにいたしましても、市の行財政改革を進めるためとしていますが、これほど大事な行政課題なのですが、あまりにも性急だと思います。これまで全員協議会で説明がありましたが、市議会でも本格的な議論がされないまま、また市民説明会も中止され、それに代わるパブリックコメントもされましたが、市民的にも、議会でも行財政改革そのものの本格的な議論がされないまま、この3月議会で性急な条例改正と本予算の計上は、本来の在り方ではないと思います。この点について、市長の認識をお伺いします。

2点目の病院建設についての再々質問です。去る2月18日の市長の記者会見の記者の質問に、一日も早く熟考を解いて方向性を示したいと答えておられます。また、記者の一刻も早く病院を整備しなければならない状況に変わりはありません、整備しないことはあり得ませんとまで答えておられます。さらに、記者の方がBブロックで進めてよいのかどうかを熟考しているのですかという質問に、そのことが基本です、そして駅前での建設をしないことも熟考の選択の1つであるとお答えになっておられます。これはあまりにも無責任ではないかと思います。だとすれば、これまでの議論は何だったんだろうということになります。

市長にお聞きします。早期建設は市民の願いです。熟考している時期ではありません。新年度当初予算に建設推進のための予算を計上されませんでした。改めて、熟考を解いて、早期建設の立場に立たれ、駅前での早期建設を進めるための予算を計上すべきと考えますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、1点目の使用料、手数料のことでございますけども、行財政改革の中で、市民説明会もせず、性急にしているというのはおかしいのと違うかというご質問でございますけども、先ほども田中議員のご質問でお答えいたしましたように、この使用料、手数料につきましては、令和元年度に策定した野洲市経営改善アクションプラ

ンに基づいて、使用料、手数料の改定というものを進めてきたわけなんですね。それがちょうど今、行財政改革と同じような時期になったということで、行財政改革と手数料、使用料と行財政改革の中で今しているような感じなんですけども、実は令和元年度に策定した野洲市経営改善アクションプランに基づいた、今まで庁内での検討を重ねてきた上での使用料、手数料の改定になっているということですので、ちょっと、行財政改革で今それをやっているということではないということをご理解いただきたいと思います。

それと、行財政改革というのは、今までも財政、行政改革という名前で過去もやられておられるんですけども、結局、結果が何も出ないまま終わっているということが多かったものですから、今回は行財政改革、しっかりとしていきましょうということで進めている。まだ、例えば公共施設の統廃合につきましても、どこをどのようにどうするというところはこれからの段階でございますので、それは丁寧に説明をさせていただくことと考えております。

また、2月18日の記者会見で申し上げましたことはもうそのままでございます。早期に私も早く病院を整備しなくてはならないということは重々承知しておりますので、一日も早い病院整備は進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 次に、議第33号第2次野洲市環境基本計画の改訂について、質問させていただきます。

今回の提案は、平成29年に改訂されました第2次環境基本計画の中間見直しであります。第1章の計画の基本的事項では、市の上位計画である第2次野洲市総合計画に掲げた施策の方針について環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画、施策との整合性を図りつつ、市の環境に係る全ての施策の基本的な方向を示すとともに、その取り組みを誘導する役割を担うものとしております。

具体的には、見直しの内容として4点の環境課題を示しております。

まず1番目に、地球的な課題となっている地球温暖化対策、すなわち循環型社会、脱炭素社会づくりが規定されています。これを基本に諸施策の展開が強調されています。その中で2030年度までに二酸化炭素を2013年度比で46%削減するとしております。そのために市民と事業者、行政の3者が環境基本計画推進会議を軸に取り組んでいくとしております。なお、行政としては、市役所の各部各課横断で全庁的な取り組みともしてあります。

そこでお聞きします。この地球温暖化対策ですが、避けて通れない温暖化対策であり、市としても大きな施策であり、事業であります。ならば、行政にそれだけの体制、すなわち部署とそれを進める職員配置が必要かと思いますが、どのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員からの議案質疑、第2次野洲市環境基本計画の改訂についての職員配置についてのご質問にお答えいたします。

全庁的な職員配置については人事課で行っており、市の人事異動方針については2月度の全員協議会でお示しをいたしました。個別分野の配置についてはこの場でお答えすることはできませんが、市における持続可能な行財政運営の実現のため、組織運営の効率化を進めております。一方で、人事課による各部局長及び各所属長からのヒアリングを通して、次年度の事業、業務体制についての確認を行っており、その結果、増加が見込まれる分野の行政需要への対応も含め、全庁的な職員配置を行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、今後の体制についてお答えいただきましたが、実際、そのとおり、今の体制でこの計画の推進、実行ができるのかが不安であります。初めに言いましたように、今や、地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減、カーボンニュートラルは世界的な課題でありまして、国はもちろん、地方自治体でも取り組むべき重要課題であります。これを推進するに当たり、環境審議会の皆さんと審議と議論をまとめていただいたのが提案されております基本計画です。これを文字どおり推進しようと思えば、中心となる行政の確固たる体制が必要であります。

そこでお聞きします。これを推進する中心部署は環境課だと思います。現在、環境課は課長さん以下9名であります。環境課は大きく分けまして、環境保全担当、生活衛生担当、エコライフ推進担当の3部署の業務がありますが、今回の基本計画の推進はどの部署が担当をされるのか、またこの陣容で推進できるのかどうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） その件に関しましては、環境経済部長より答弁させます。

○議長（荒川泰宏君） 武内部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 小菅議員の再質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃられたとおり、環境課で担っていかさせていただきます。エコライフの担当のほうがその担当を担うということで、2名しかおりませんが、課全体で、やはり助け合いながら補完をしながらやっています。

それと、また野洲市の特徴ということになりますけれど、さっきもおっしゃられましたけれど、環境基本計画推進会議、水と緑・安心の野洲という、愛称「えこっち」という組織がございまして、今年度の組織につきましては、市民45名、それから市民団体13団体、自治会19団体、企業8社で構成いたしております。行政だけではできないところを皆さんの協働によりまして、市内をフィールドに12の重点プロジェクトを楽しく実施していただいているのが、野洲の特徴であるのかなというふうに思っております。一応、こういうような形でやらせていただいております、それは人数は多ければありがたいんですけど、もし既存でもやっていくだけのものであればいいかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、職員さんが2名ということで、ただこの地球温暖化、そしてCO<sub>2</sub>削減というのは大変大きな問題でありまして、もちろん市民を巻き込んでのことになると思うんですが、少し私自身は心配があります。

改めてお聞きします。先ほども言いましたように、現在の環境課は9名の職員さんです。環境課の業務は範囲が広く、多様な仕事を担っておられます。生活、自然環境の保全や公害の防止、対策と監視、また墓地公園管理をはじめ、廃棄物の収集や処理、さらに守山野洲行政事務組合に関することも所管されております。これらを考えますと、基本計画の推進は決して片手間でできるものでもなく、それなりの体制がどうしても必要だと思うのです。今回の基本計画が絵に描いた餅にならないように、また目標実現へ行政の本気度が問われています。改めて、人員を含めた体制強化をどのように図られるのか、再度お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） いろいろと心配していただきまして、ありがとうございます。ただ、先ほども市長が最初に申しましたように、やはり増加が見込まれる部署の行政需要への対応を含めて、いろんなところが、部署がございまして、全庁的な職員配置を行っていかないといけないということもございまして、その件については、もう市全

体を見通した中で人員配置を行っていただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、東郷克己でございます。

では、議案質疑をいたします。議第11号令和4年度野洲市病院事業会計予算について、お伺いをいたします。

委託料において、東館耐震診断で1,520万円が計上されております。先日の議案勉強会で東館の老朽化が著しく、地震が発生したら、病院運営に大きく支障を及ぼすことから計上したとの説明を受けたところでございます。通常、耐震診断、特に老朽建物の場合はその診断結果を基にした耐震工事がセットになっているものと考えております。こうした考えに立ってみると、この耐震診断は何年度まで耐えられる設計というのを考えて計上されたのかというのを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、東郷議員からの議案質疑、議第11号令和4年度野洲市病院事業会計予算についてのご質問にお答えいたします。

まず、最初にお断りしておきたいのですが、現在の駅前Bブロックでの新病院整備計画では、早くても令和7年度、市長が今なされています熟考期間を考慮いたしますと、令和8年度以降の整備となることが現在想定されておりますので、少なくともあと4年程度は現有施設を使つての運営となる必要があるというふうに考えております。こうした状況を踏まえ、施設管理を預かる立場として、東館の危険性を認識したまま何の手立てもせず、患者様の受け入れを行うことや職員に働いてもらうことは適当でないと判断したもと、当初予算で耐震診断調査費用を提案させていただいたところでございます。誤解のないように改めて確認させていただくわけなんですけども、抜本的な解決方法は現計画である駅前Bブロックでの新築移転しかないとは私は考えておまして、耐震工事ありきとは考えておらないところでございます。この調査を行うことによって、施設の現状把握を行いまして、万が一の事態が起こった際の被害を少しでも抑えられるような方法の提案

を受けようとするものでございます。その結果、対策に必要となる施工期間や費用、診療に与える影響などを改めまして検証した上で、必要に応じ、今後、別に議会に予算提案をさせていただくことも考えていきたいというふうに考えております。

したがって、ご質問にありますように、何年度までというお尋ねでございますけれども、現計画であれば、令和7年度から8年度頃を想定することになるかと思いますが、市長が熟考されているというところでもございますので、現状では何年度までと想定できるものではないかと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ただいまの答弁の内容については、私も理解できるものでございました。その一方で、先ほどの2人の議員、田中議員、小菅議員、お二人の議員への答弁の中でこの耐震の件と絡めて疑問を感じる部分があったので、確認をさせていただきたいと思っております。市長に伺いますので、しっかりとお聞きをいただきたいと思っております。田中議員の答弁の中で、私の主観でございますが、Bでの整備はやめるニュアンスでお話をされているという感触を持ちました。一方、小菅議員への答弁の中で熟考後速やかに予算計上をして早期整備というふうな説明をされましたが、この2つを併せて、これが邪推であったらいいんですが、浮かびましたのが現地建て替えを再チャレンジされるようなことを考えておられるのかなというのを、そんな思いがよぎりました。

先ほど、病院事務部長が答弁していただきましたように、抜本的な野洲病院の現状の解決は新築移転しかないと言明していただきました。今、明言していただいた内容というのは、平成28年の検証でもかなりはっきり言われていたところでもあります。私の記憶の中ですが、建物の構造上、耐震工事は現実的に無理であるというような記述もあったと記憶しております。また、それは栢木市長が市長に就任されて後の昨年度の検証でも再度確認をされているところでもあります。この検証では、むしろ当たり前ですが、28年より老朽化が進んでいて、より危ないということが言及されていたというふうに記憶をしております。

そんなことで、市長に確認をいたします。今、熟考されておりますが、まさか現地建て替え、野洲病院での現地でということをお考えになられているのではないでしょうね。そのための耐震調査の予算計上ではないかということをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 答弁要求者には入っておりませんが、元議長の立場でよくご存じだと思っておりますけれども、お答えさせていただきます。

現地での建て替えというのは考えておりません。議員も言われましたですけれども、評価委員会が出されました結論というのは、技術的には不可能ではないという結果をいただきましたが、医療を継続しての現地建て替えというのは非常に無理があるというような結果であったというふうに認識いたしております。だから、逆に技術的には可能ではあるという認識はしておりますけれども、だからといって、今、野洲病院の現地建て替えを考慮はしておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君） 第16番、岩井智恵子でございます。

議第29号野洲市使用料条例等の一部を改正する条例のうち、第1条、野洲市使用料条例の一部改正について、お伺いいたします。

この条例の一部改正には、会派代表者会議や会派勉強会で行財政改革の取り組みとして、使用者に適正な受益者負担を求めることとし、統一した基準により使用料の見直しを行った結果を受け、各施設等の使用料に関わる条例の規定について所要の改正を行うとの趣旨説明がありました。

そこで、議案関係資料から、私が結構アップ率が高いなというのを挙げてみました。①通学バス、児童1人1か月当たり450円が600円に、②学校体育館、これは午後1時から午後5時の間ですが、500円が700円に、図書館はホールです。午前10時から正午まで、1,000円が500円アップの1,500円に、午後1時から午後5時までは2,000円が1,000円アップの3,000円に、④体育館大アリーナ、これは貸切りで土曜日、日曜日、祭日の場合ですが、午前9時から正午の場合、3,000円が1,500円アップの4,500円、午後3時から午後6時までが4,500円、これが6,700円、2,200円のアップですね。そして、全日になりますと、1万5,000円が2万2,500円、⑤なかよし交流館アリーナ、これは1時間についてです。1,000円が500円アップの1,500円、⑥河川公園野球場、これも土曜日、日曜日、祭日プランですが、午前8時30分から正午まで、700円が1,000円に、午後から午後4時30分まで、800円が1,200円、⑦河川公園グラウンドゴルフ場、これは土日祭、同じですが、250円が370円となっております。

7項目挙げましたけれども、問1といたしまして、以上はアップ率の高い項目の例を挙げましたが、現行から1割、2割でも高額であるのに、5割の値上げというのは市民感情からいたしましても到底納得がいくものではありません。ましてや、今の時期はどういう状況か分からないはずはありません。新型コロナウイルス感染症の蔓延、思うに任せないスポーツ活動、生活不安など、こうした状況下に高額使用料改正は逆に足かせとなり、強いては市民の健康増進、またにぎわいの場に影を落とすものではないでしょうか。使用料の改正を1割、2割程度に止めるということはいかがなものでしょうか。

問2、ある資料からは使用料等の見直しに関するガイドラインを定めたルールに基づき使用料及び手数料の見直しを行うとありますが、どういうルールに基づいて見直しがされるのか、このルールをちょっと教えていただきたいと思います。

問3、また他市と比べると野洲市の現行料金は安いと説明されましたが、人口割、財政規模、各施設の価値観、いわゆる位置だとか耐用年数ほか、決して均等に比べられるものではありません。ましてや、市長にはそれぞれ重点を置く政策や状況下の違いがあります。他市に準ずるものも分からなくはありませんが、これだけのアップの根拠をそれぞれに、①から⑦についてお伺いをします。

問4、逆に各コミセンの大ホールや野洲クリーンセンター研修室1は使用料が下がっていますが、どんな根拠があるのかお伺いします。

問5、使用料改正の情報を比較的早くからご存じの市民からは嘆きの声何人か聞かれます。先ほど申し上げましたように、この時期の使用料改正は極力抑えていかなければなりません。市民の多くの方が外出が容易になり、スポーツに出かける、そういったポジティブな状況になったとき、心配しなくてもにぎわってくると確信いたします。今は踏ん張りどころであり、決して甘くはない状況であります。会社経営の市長なら、このあたりはご理解をいただけると思いますが、市長の手腕をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員からの議案質疑、野洲市使用料条例等の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

建制順によりまして、私からまず5点目の改定時期について、会社経営者の市長の見解をとのご質問にお答えいたします。

本市では、過去の財政に余裕があった時代に設定されたコストに合わない低廉な料金の

多くが見直されることなく据え置かれ、他自治体と比較しても安価な設定となっており、施設を適正に維持していくための財源が確保できていない状況にあります。今回の見直しでは、こうした不適當な状況を改善するため、サービス提供に要する経費を明らかにし、利用者に負担いただくべき額を算出した上で、激変緩和措置として150%の改定上限率を設けるとともに、近隣自治体や類似施設との均衡を図って、改定額を決定しております。より充実が求められる福祉、教育施設の財源を確保するなど、将来のまちづくりを見据えた持続可能な市政運営を進めるためには、これ以上の先送りはできないため、使用料及び手数料の改定については令和4年度から施行することとしたものです。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 続きまして、岩井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の使用料の改正を1割、2割程度にとどめてはどうかのご質問につきましては、本来は積算に基づいて負担いただくべき満額を料金とするべきところですが、市民生活への影響を考慮して、150%は改定上限率として設定しているものでございます。仮にこの率を110%とすれば、いつまでもその適正な料金に追いつかず、見直しの意義そのものが薄れてしまうこととなります。参考までに申し上げますと、使用料の見直しを実施された県内の自治体においても、おおむね本市と同様の150%の設定をされているところでございます。

2点目の見直しのルールでありますが、先ほど市長の答弁にルール、考え方については、説明を申し上げたとおりでございます。

3点目の7つの項目ごとの改定の根拠についてご説明申し上げます。改定する料金につきましては、各サービスの提供に要する人件費や物件費から単位時間、それから面積当たりの単価を割り出しまして、施設の性質別負担割合を乗じた後に施設の大きさや時間数を乗じて負担いただくコストを算出いたしております。しかしながら、現行料金と算出したコストの乖離が大きい場合には、激変緩和措置として改定上限率150%としているところです。また、湖南エリアの3市や市内の同種の施設との比較を行い、均衡を図っているものでございます。こうした積算に基づき、1から7までの各料金を算出した結果、これらについては全て改定上限率であります150%での改定となったものでございます。

4点目の使用料が下がっている施設の根拠についてでございますが、これも3番目と同

様の積算の方法を行いまして、算定したコストと現行料金を比較した結果、コストが現行料金を下回っていたため、コストに見合った料金に減額改定するものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 今、規定どおりな答えをいただきましたけれども、私は先ほども言いましたけれども、今のこの状況下です。今のこの状況下において、周りではそうされたかもしれませんが、野洲市は野洲市の野洲市なりのものがあると思います。全部が市町、4つに合わさなければならないことと並んでもいいことがあるはずですし、150というのは大変大きな数字だと私は思います。この中において、もうコロナで今、本当にみんなが疲弊しています、全てが。その中において、さあ解禁だと言われても、どれだけの方が本当に利用するのでしょうか。先ほどは、令和4年度は600万、令和5年度以降は2,200万のこれによる収入を見込んでいるとおっしゃいましたけれども、本当にこういうことはもう頭の中で考えていらっしゃる、机上にすぎない。私は現実として、今、本当に市民の人たちが、元のようにスポーツをし、にぎわって、本当にやっていくにはまだこれは時間を要すると思うんです。確かに、令和元年度から経営アクションプランの中で、もってきたことであり、今すぐやったことではないという、先ほど市長の言い方もございましたけれども、やはり今の状況を見据えた判断というのがここには盛り込まれていないような気がするんですけれども、ここはもう少し状況下を見た中でのアップ、今は抑えるべきものは抑えていただくという、そういう姿勢も大事ではないかと思っておりますが、市長は、行財政改革でやっているわけではないと先ほどのことで言われておりましたけれども、それならば、しっかりとこの状況を見据えた判断をしていただきたい。もう少しアップ率について考えていただきたいということ、それから受益者負担について使用料でももう少し詳しく、どういうふうにこの受益者負担が生かされるのか、私、あるいはまた市民の方も本当にここは、執行部の方は計算というものがあるか分かりませんが、そこまで市民の方や私にも通じないところがありますので、しっかりとこの区分けを説明していただきたいと思います。まず、そういうことをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員の再質問にお答えいたします。

今の現状下においてこれでいいのか、150%のアップ、最大ですけども、は大きいのではないかと、コロナ禍で市民は疲弊しているというご質問で、この中で本当にこれを実施

していいのかというようなご質問でございますけれども、大変厳しい状況下にはあるとは思いますが、コロナで確かにこのようにマスクをして、あまり多くの人が集まるようなところへは行かないようにとか、神経質になっておられる方はたくさんおられると思うんですが、収入については、即コロナで、いろんな対策、経済的な対策、対応もしておりますし、一概に全て収入に影響がある、全てではないんですが、また逆に全ての人が給料が減額されたとかいうことも少ないと思います。全てではないとは思いますが、コロナ禍による申請で中小零細企業、うちもそうなんですが、申請をして補助金をいただいたりとかいうことも当然して、従業員の生活というのは守るようにということで社員の生活を守って、どこの企業さんも頑張っておられると思います。

それとは別と言ったらおかしいですが、当然、同じような、関連はしてくるんですが、この200円頂いているのを、例えば300円になるとかいう使用料に関して、今の感覚でいきますと、全てこの100円上がったということが、それで、例えば趣味であるスポーツなり、何なりをやめようかということにつながるのかなということも、ちょっと私もそこまではつながらんと違うのかなというふうには思ったりしております。

だから、この状況下、例えば、来年、このコロナが令和4年、令和5年で終息するのかどうかということが本当にまだ先行きが見えない状況です。そして、行政運営も同じようにしていかないかということの中で、受益者負担ということで、広く皆さんに負担いただくというよりも受益者負担ということでのお願いでございますので、その辺はご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、岩井議員の質問で2点目でございますけれども、受益者負担がどのように生かされているかという質問でございますけれども、受益者負担で頂いた分につきましては、施設の運営、それから維持、そちらのほうに充当するというところで取り扱っております。

あと、市民に分かりにくい、使用料、手数料、この分は分かりにくいとおっしゃった、積算のことをおっしゃって、その積算の仕方をもう一度というご質問でよろしいでしょうか。積算につきましては、答弁の中でも触れさせていただいておるんですが、例えば会議室でございますと、その会議室の面積、それから1年間にどれだけその会議室がフルで使われたときに時間として使われるかという部分を一旦、分母を出しまして、そこに職員

がどれだけ関わっている、人件費として関わっている、あるいはそこに会議室を運営するためにいろんな費用が要りますね、その費用もそこにオンさせていただいて、会議室を1年間、運営するのにどれだけの費用が要るか、それを今度は面積で逆に絞りまして、1平米当たり、時間でどれだけのお金がかかっているかという、原価のほう出させていただきます。それに基づいて、1会議室だと20平米だと20倍、午前中という枠になると、2.5時間で、この会議数を午前中使うのにいくらとかいうことで、使用料を決めているならば、それを今度は掛けていって、午前中のこの使用料はこういうことですよということを出させてもらい、この出したお金と現在の使用料に差があった場合、そこをそのように合わせていくということが今回の改定で、それがあまりにも上がり過ぎるすることになったときに、先ほどから出ております150ということ、振り切ってしまうのは150で一旦止めておるとい、そういうことで設定のほうを激変緩和というような形で設定のほうをさせていただいているということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 今、部長がおっしゃられた意味はざっとは分かります。しかし、そうすると、その計算上からいくと、利用者が少ないところはさらにアップするという意味に取ったらいんですか。たくさん利用がある施設は、例えばコミセンのように全部下がりましたね、ホールやら。そういう下がるところもあれば、それは利用者が多いからであって、やはり利用者の少ないところを上げれば上げるほど、また利用者が少なくなって、そこがなかなかペイできないのが普通じゃないかな、そういう考え方じゃないかなと思うんですけど、私は今、数字上で言うておられるのはよく分かるんです。でも、先ほどから言っているように、今の状況下では先に皆さんの心、それからもう本当にみんなが集う、スポーツをするという、そういう感覚を持ち上げてから、みんながもっとテンションが高くなったから、こういうなんを打ち出すのはいいけれども、150%、150というのはやっぱり余計遠のくのではないか、そういうことを1つは言っているわけですので、そのことはどういうふうにご考えておられますか。そこで、例えば、令和5年度からは2,200万を予定しているとおっしゃいますけど、これで遠のいて、がらがらになってしまっているのは、結局それも収入にはつながらないし、今言うておられる施設を直す一部にするとかそういうこともかなわないわけですから、今の状況にあったのは、野洲市がほんまに切って、そういうこともやれないはずはない。

ましてや、ここで言うのも変ですけども、市長は自分の公約の中で、6年生まで医療費無料化、3年から6年生までは、まだ1年とちょっとしかないのにもう今年10月からされようとしていますね。それは年間にしたら2千4、500万は要るはずですよ。849万か何か上がっていましたが、それは4か月間の合計であって、1年間にすれば2千4、500万は要るはずね。そういうなんは容易にじゃないですけども、この湖南4市きって1番にこういうことを、もう新聞でも早くから言われています。そういうことはすごく早く、可能にされるのに、1,000万いくのかなんか、この使用料がなぜこんなに150までいくのかなというのを、私はこの状況下に合わせた答えを欲しいんですけど。

そして、あと減免なんですけれども、減免のことはあまり私は資料を見たんですけど、ないんですが、減免については、今後はどのようにしていくのか。これを私も減免をされている団体におりますので、ちょっとそこらは気になるんですが、上がるのか下がるのか、さっぱり情報がつかめないですね。この減免のことも教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 赤阪政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 岩井議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目につきましては、利用者が少ないところは割高になるというご質問だったと思いますが、そうしますと、利用によっても使用料が大きく振れてしまいます。だから、原則的には年間でフルでそこが提供できるということを原則に、積算のほうの係数としては入れさせていただいております。

2点目の、今の状況下、1割、2割というように、説明で問いのほうであるんですけど、確かに私どものほうは近隣の自治体を参考に、本市としても1つの判断として、150%というのを設定させていただきました。それじゃ、それが130だからいいとか、40だといい、そこの線の入れ方ですね。もう少し低めというおっしゃるんですが、市といたしましては、長年、この部分で統一した見直しをやってこなかった、その分を今この段階でしっかりと見直して、今後の持続可能な行財政運営ということであってやっておりますので、その分については、市民のほうにご理解いただくようお願いいたしたいと思っております。

3点目につきましては、減免の考え方でございます。減免につきましては、各施設、今までばらばらといたしますか、その施設の事情に応じたような形で設定をされていた節がご

ございます。それも今回の使用料、手数料の、この分については、一定のガイドラインという事で、一定のルールを持っていると同様に、減免につきましても一定のルール化の設定のほうをしております、100減免、50減免、それから減免なしという明確な基準を持って、その分を適用させていくと。減免につきましても、令和5年度4月の適用を目指して、ただいま設定のほうを考えているところでございます。減免につきましても、市が持っております要綱制度ということで、要綱の中でその分をうたい切るような形で手続のほうを進めていく予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小学6年生までの医療費助成金についてのことがございましたので、ちょっとご説明させていただきます。岩井議員は、片や、使用料、手数料を改定するのに、全部上がるわけやないんですけども、ほとんどが上がるという。それと、そやのに子どもの医療費の助成をなぜするのかというような、これは全く性質の違うものだというふうに申し上げておきます。要は、子どもの医療費助成金というのは、今まで野洲市はこの4市の中で一番遅れていた部分がございます、この令和3年度で初めて小学3年生まで医療費の助成を行うということで、皆さん可決していただいて、なったんですけども、やはり産み育てやすいまちづくりという1つの一環で進めているわけですので、この手数料、使用料の改定というのはあくまでも受益者負担ということを重く置いて進めているものですので、小学校6年生までをそんな性急にすることないんやないかということですけども、これは、やっぱりできるだけ早く整備していくべきだというふうに私は考えておりますので、もう今年の令和4年10月から、お認めいただいたら、そこで始めさせていただこうというふうに考えておりますので、ちょっとそういうご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号まで、令和4年度野洲市一般会計予算他26件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで及び議第17号から議第33号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に配付いたしました議案

付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

○議長(荒川泰宏君) 日程第4、議第1号、議第12号から議第16号まで、議第34号及び議第35号、専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第10号))他7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号、議第12号から議第16号まで、議第34号及び議第35号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第1号、議第12号から議第16号まで、議第34号及び議第35号の各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第1号、議第12号から議第16号まで、議第34号及び議第35号の各議案については、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第10号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議第12号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第34号は適任とすることに決しました。

次に、議第35号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は適任とすることに決しました。

(日程第5)

○議長(荒川泰宏君) 日程第5、議第36号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第1

2号)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(栢木 進君) それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算1件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第36号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第12号)は、歳入歳出予算それぞれに1,757万8,000円を増額します。歳出については、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費において、3回目のワクチン接種をより一層を促進するため、予防接種委託料などを増額します。また、歳入では、歳出に対する国庫支出金を増額します。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長(荒川泰宏君) これより、ただいま議題となっております議第36号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第36号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第36号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第36号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第36号について採決を行います。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第36号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第12号)については、原案のとおり

可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長（荒川泰宏君） 日程第6、決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案を議題とします。

決議第1号に当たっては、既に配付した決議書（案）のとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）について、提出者から提出理由の説明を求めます。

第10番、奥山文市郎議員。

○10番（奥山文市郎君） 創政会の奥山でございます。

決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）について、提出者を代表して、その提出理由を述べさせていただきます。

本日は、世界の平和の祭典である冬季パラリンピックの開会式が中国、北京で開催されようとしています。しかし、毎日テレビをつけると、我が国からははるか遠い国ではありますが、ウクライナの思わず目を覆いたくなるような悲惨な光景が目に入ってきます。何も罪がない一般市民や子どもたちまでもが犠牲者となり、現在、死と隣り合わせの生活を余儀なくされています。本当に悲しい気持ちになり、心がとても痛みます。今、世界中の人々がこのウクライナの国民に何とか手を差し伸べ、助けてあげたいという気持ちで胸いっぱいであるかと思います。

今回、大国ロシアの武力によるウクライナ侵略はいかなる理由があっても、国際法上、人道上、決して許されるべき行為ではありません。これはこの世に生を受けた私たち人類に対する恥ずべき暴挙でもあります。本市が提唱している平和都市宣言においても、世界の恒久平和をうたっていますが、本市に住んでいる全ての市民はもとより、世界中の平和を愛する人々は現在の悲惨なウクライナでの戦争下を嘆き悲しんでいます。戦争は悲劇しか生みません。そして、世界中の人々は今、ロシアに対して非難の輪を広げ、これ以上戦火が拡大しないよう必死になって抗議しています。さらには、経済封鎖をはじめ、難民受け入れや経済的支援の輪も日増しに広がってきています。

市民を代表する市議会としても、この事態を決して看過することなく、市民の反戦と平

和希求への思いを政府と世界に向かって強く訴えたいと考えます。一日も早く世界平和が戻ることを心から願うため、ここにロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）を提出させていただきます。どうか平和をこよなく愛する議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております決議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第1号について討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時27分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議、原案について賛成で討論させていただきます。

今回のウクライナとロシアとの戦争になるんですけれども、私は賛成ではあるんですが、この決議にもあるように、武力による一般市民を巻き込んだ戦争行為、これは非難するべきではありますし、同意します。しかし、ロシアを非難するだけで物事がよくなる、解決するのかということはまた別の問題であります。多くの人がマスコミ、国際的なメディアのことは見て、ロシア軍がまるで悪の軍隊であり、プーチン大統領は権力欲に取りつかれ

たおかしな人であり、彼の領土拡大の野望がこの戦争を引き起したというようなストーリーを多くの人が信じているのかなというふうに思います。これを非難することで、自分たちが正義だと錯覚して、悦に入っているところも若干あるのかなということを危惧しております。

どんなことにも裏と表がありまして、立場を変えれば見方も違います。2014年にクリミア半島の人々、9割がロシア系の方なんですけれども、が独立を宣言し、ロシアへの併合を望んだという背景には軍事クーデターで単独、成立した民主的なウクライナ政府による迫害がありました。さらに、ひどいことにはロシア系住民の住む東部のドネツク州やルガンスク州では、ウクライナ軍やネオナチの傭兵がロシア人への虐殺を開始した、そういうこともあります。彼らに武器や資金を提供したのはアメリカのCIAの下部組織や米国の金融資本家と言われております。つまり、戦争は今始まったわけではなく、ウクライナの東部ではずっと戦争が起きており、人が亡くなっていたと、そういう歴史をしっかりと考えないといけないと思います。

ロシア軍やプーチン大統領の側に見れば、こうした戦争状態を一日も早く終わらせたい、そういうことが侵攻の動機になっており、彼らもまた主観的には同胞を助けるための正義の戦いという名目でこれを遂行しております。実際、今回もロシア軍は真っ先に東部地区に侵攻しており、欧米や日本のメディアはこのキエフをめぐる攻防ばかり報道しておりますが、東部地区に入ったロシア軍はこの地域をすぐに制圧し、この地域のロシア系住民の方々は拍手と花束でロシア兵を迎えたというふうに言われております。

だからといって、この目的がどうこう正しければというか、美しいければ手段までも正当化されるというわけではありません。この戦争という行為は早く終わらせないといけませんし、非難すべきものであります。よって、ただ批判して、アメリカや欧米が善、ロシアを悪というふうに見るのではなくて、戦争まで至ってしまったその背景がそこにある歴史、そしてそこにある私利私欲、利権など、そうした戦争の原因を非難して、それを解決していかないと本当の平和というのは訪れないと思っております。

また、我々は、一方的なメディアの報道に踊らされることはなく、歴史や事実を学び、冷静に物事を捉え、戦争や平和の意味を一人ひとりが考え、そして我が国も、これは他人事ではございません。そういうことをしっかりと意識して、日々考えていくことが大切だというふうなことを付け加えて、これを賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）に賛成の立場で討論をいたします。

本論に入る前に、この決議（案）提出の経緯は、創政会の奥山議員から我が会派、岩井議員にこのような決議を提出したい旨の相談があったことが経緯だと認識をしております。大変重要な決議と認識しておりますので、このような働きかけをいただいたことに感謝をいたします。また同時に、この決議の文中、「侵攻」という文字を、熟語を「侵略」というふうに修正をしていただきました。その際にはご理解をいただき、賛同いただいた同志各位に、同じく感謝を申し上げる次第でございます。

さて、決議（案）や、あるいは先ほどの奥山議員による趣旨説明の内容、そのとおりでございます。ロシアによる今回の蛮行は断じて許すことができないものでございます。また、軍事侵攻を始めたその理由、及び、今、停戦の調停といえますか、話し合いが持たれておりますが、その停戦の条件に掲げている非軍事化、中立化を求めるというこの条件、こうしたことは完全な主権侵害であり、これを武力行使の撤退の条件にすること自体がこの行動の侵略という内容を物語っていると思います。断じて許すことができないのは繰り返し言っているところでございます。

一方で、我々が同時に考えないといけないことがございます。今回、なぜこのロシアによる侵略行動が現実のものとなったのかということについては、冷静に、客観的に分析をする必要がございます。ロシアが示している条件、中立化、非軍事化というのは相反する条件です。内容です。私が高校生の頃、あるいはそれ以前も含めて、スイスが永世中立国である、スイスを見習おうというふうなことを随分、学校で教わったような記憶がございます。しかし、スイスは永世中立国ではありますが、重武装国であります。中立化をしようとするれば、自分の身は自分で守らないといけない。それを自分の身を自分で守る、武装を解いて中立化せよというのは、かいらい政権をつくろうとする動きであります。もう先刻ご承知のような内容かと思いますが、なぜこれを繰り返すのかといえば、私たちの中に、あるいは市民の中にこうした軍事アレルギーを持っている方が少なくありません。そのことによって、今回のウクライナへの侵略が起こったという側面もあろうかと思えます。

距離的にははるか遠い地域での出来事ではございますが、ロシアは紛れもなく、我が国の隣国でございます。また同時に、国名は申し上げませんが、我が日本を取り巻く国々の

中にはいつ同じような暴発をしてしまうか分からない、あるいは暴発ではなく、戦略的にそうしたところを見据えているような国もあります。我が国の守りをしっかりとすべきであります。軍事力を増強せよと単純に言っているのではありません、そこは申し上げておきますが、何よりも我々国民の意識が平和に浸り過ぎているところもあるかと思えます。今、ウクライナの惨状を目の当たりにして、かの国がかわいそうだなというふうな、そういう同情だけでは駄目であると思えます。私たちがしっかりと日本の国は日本が守る気概を持った上でロシアを非難し、そしてウクライナを支援していかなければならないと考えております。

もちろん、今申し上げたような内容は決議文に書くような内容ではないと私自身も承知をしておりますが、このことは非常に重要と考えておりますので、賛成討論に付け加えて、私の討論といたします。各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、決議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

決議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この暫時休憩の間に、執行部から追加説明員の報告がありました。本日、説明員としての出席者の職氏名は、お手元の文書のとおりですので、報告いたします。

（日程第7）

○議長（荒川泰宏君） 日程第7、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、お手元の代表質問一覧表のとおりであります。

それではまず、創政会、第10番、奥山文市郎議員。

○10番（奥山文市郎君） 創政会の奥山です。

私は議員経験が4か月という新米議員ですが、今回、代表質問という重責をいただきまして、大変緊張しております。明るく、元気に質問したいと思いますので、どうか明快で分かりやすいご説明をよろしくお願いいたします。

それでは、市政全般にわたりますて、6項目につきまして、分割方式で質問したいと思います。

まず、1番目の質問であります。

市長の新年度施政方針について。栢木市長が野洲市政のかじ取りをされ、1年4か月余りが経過いたしました。まさしくこの間はコロナ禍と病院問題に四苦八苦され、大変であったかと思えます。両課題とも課題解決までには至っておりませんが、こと野洲市政におきましては、何とか薄日が差してきたような感じで、春に向けて、芽吹きそうな期待感も出てきたかと思えます。

さて、開会日には市長から新年度の施政方針をお聞きいたしました。特に市長が公約として掲げられたふるさと納税につきましては、SK-II効果で大幅な自主財源増とこのニュースが多くメディアに取り上げられました。このことで本市の認知度アップにもつながり、望外の効果があったものと大変評価しているところであります。他にも市長が掲げられた公約のうち、まだ月日はあまり経過していませんが、現在は任期途上の第2コーナーを回ったぐらいかと思えますが、この時点で自らのスタートダッシュの検証や見直しについて、ぜひともお聞きしたいものであります。

さて、先の施政方針の中では、笑顔あふれるまちづくりを基本理念に掲げ、過去最大規模である244億3,000万円の一般会計予算を提案されました。歳入では都市計画税やふるさと納税等の大幅増を見込まれ、また歳出面では総合体育館の大規模改修や発達支援センターの整備等の大型事業をはじめ、様々な市民ニーズに応えるような、きめ細やかな施策をご提案いただきました。

反面、現在の脆弱な財政基盤を立て直すための行財政計画の具体的な推進策であり、場合によっては市民の痛みの伴うところの市民サービスの見直しにつきましても、積極果敢に取り組まれる姿勢もうかがえます。

我が最大会派である創政会といたしましては、是々非々のスタンスで常に何が市民にとって最善なのか、そして今だけではなく、将来の持続発展可能なこの町の自治体像を見据えながら、市政執行に対して真摯に向き合っていきたいと考えております。市民代表として、常に市民目線と平衡感覚を保つとともに、この時々の状況判断でアクセルとブレーキ

を使い分けながら、未来を明るく、夢のあるまちづくりのために、市政の安定走行にともに努めていきたいと考えております。

そこで、新年度の市政執行に当たり、次の3点について質問します。

まず1点目、栢木市政1年4か月の市政執行経験を踏まえ、今後克服すべき課題と伸ばすべき点について、2番目、本年10月に予定されている使用料、手数料の大幅改定の市民理解と周知について、3番目、熟考されている病院問題の見直しについて、以上3点につきまして、先ほどの議案質疑で重複する部分があるかと思えますけれども、改めて、市長のご決意をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 創政会を代表しての奥山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の今後克服すべき課題と伸ばすべき点について、お答えいたします。

市民の皆様のご信託をいただき、市長として市政を担い、おおむね1年4か月が経過いたしました。職員とともに市政に取り組む中で、本当に多くの課題を実感していますが、特に実感し、今後克服すべき課題と今後伸ばすべき点につきまして、大きく4点に絞って、お答えさせていただきます。

まず、交通、道路網整備がございます。国道8号野洲栗東バイパスや県道の大津湖南幹線について、ようやくゴールが見えてまいりました。国や県とともに、地元の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいります。また、国道8号バイパスの北伸について、先般、彦根、東近江区間の計画案が策定され、都市計画決定に向けた手続を進めるとの発表がございました。このことから野洲栗東バイパスと東近江までの区間を調査区間に指定し、早急にルート、構造等の路線計画を策定するよう強く要請してまいります。

また、来年度は、県の道路アクションプログラムの見直しが行われる予定です。野洲中主線の国道8号交差部から竜王インターまでを結ぶ（仮称）野洲竜王線についても、検討の俎上に上がり、道路アクションプログラムへ位置づけられるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、財政基盤の安定でございます。市政を預からせていただいた時点で、歳入と歳出のバランスが非常に不均衡な状態でした。行財政改革の推進や都市計画税の導入、そしてふるさと納税による財源の確保など、着実に前進しているところではありますが、引き続きこれらの取り組みを促進してまいります。

3つ目としては、人口減少対策でございます。本市におきましても、人口の減少局面に入ってきている現実がございます。交通利便性など、非常にポテンシャルが高い町であるにもかかわらず、これまで積極的な土地利用転換が進んでおらず、周辺市と比べ、市街化区域の割合が極端に低くなっていることが原因と考えています。昨年7月に改訂いたしました都市計画マスタープランの具現化により、長期的な視点にはなりますが、住宅地の増加や企業誘致による人の流入、にぎわい創出を図り、減少から維持、そして増加に向けた取り組みを進めてまいります。

最後に、観光分野では、平家ゆかりの地をPRする企画事業と周遊促進事業を併せて実施し、大河ドラマの放映を契機に、平家終焉の地等に興味を持っていただいた方を、地元で進められている活動と連携を図りながら、現地に誘客する取り組みを進めます。また、エコツーリズムの新たな展開を図るなど、他市に遅れを取らないよう観光のまちづくりを促進します。

以上4つに絞ってとなりましたが、お答えとさせていただきます。

次に、2点目の使用料、手数料の改定の市民理解と周知はについて、お答えをいたします。

使用料と手数料については、この多くがこれまで見直しをできておらず、比較的市の財政が豊かであった時代に設定された低廉な料金が据え置かれてきた実態があります。行財政改革推進プランでもお示ししているとおり、本市の財政にとって、老朽化した施設の維持や大規模改修が大きな負担となっています。今回の使用料と手数料の見直しにおいては、受益者負担の原則に基づき、利用者に適正な負担を求めるものです。サービス提供にかかっている経費から負担をいただくべき単価を算出した上で、近隣自治体との均衡を図るとともに、激変緩和措置として150%の改定上限率を設けているところでございます。使用料と手数料の改定案は、このようなルールに基づいて決定しており、料金自体の設定については市民の代表から成る市議会でのご審議の上でお認めいただければ、その後、市のホームページや広報でお知らせするとともに、各施設や窓口においてチラシを配布するなど、市民の皆様に対して、様々な機会を捉えながら、しっかりと周知を図っていきたいと考えております。

なお、行財政改革推進プランについては、年度内に成案としますが、今後、新型コロナウイルスの感染状況を勘案して上で市民説明会を実施し、市民の理解が得られるよう丁寧な説明と周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の熟考している病院問題の見通しについて、お答えをいたします。

私は長年の課題となっている病院問題を早期解決するため、現地建て替えの検証及び市有地での立地場所を検討した上で、昨年5月28日に駅前Bブロックで整備することを表明し、一日も早い新病院の開院を目指して、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組んでまいりました。

1月5日、創政会から駅前Bブロックでの病院整備を断念し、新たな用地に整備すべき、またBブロックも含めた駅前全体を複合商業施設として整備すべきとする内容の要望書が提出され、また以前にも、議会の決議としてAブロックに病院を整備すべきという決議をいただいております。これにより、Bブロックでの病院整備に係る審議をいただく妥当性も含め検討していましたが、このままでは議会の同意を得られることができなくなるおそれがあることから、1月14日に開催された臨時の全員協議会において、病院整備について熟考することを表明したものでございます。

こうしたことから、現時点において、病院整備に係る立地場所に関して、一旦立ち止まって熟考している段階であり、病院整備だけでなく、今後30年、50年という長いスパンのまちづくりも見据えた上でできるだけ早期に最善の判断をしてまいりたいと考えております。

なお、新病院開院までのスケジュールは当初令和7年度の開院を予定しておりましたが、立地場所を選定する時間の考慮により遅れることを想定いたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

新年度の市政執行に当たりまして、市長から力強い意気込みと抱負をお聞かせいただきました。

それでは、私から1つだけ市長に対しまして、再質問させていただきます。

先ほどは、新年度の重点施策として、4項目にわたりまして克服すべき課題、そして伸ばすべき課題といった形でご発言いただいたわけですが、栢木市長が現時点でお考えの本市、野洲市の弱み、そして強み、それぞれについて一言でおっしゃっていただきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野洲市の強みと弱みについてそれぞれ1つずつ示してほしいとい

う再質問でございますが、まず強みでございますが、やはり交通の利便性ということではないかと思えます。古くは中山道、そしてまた朝鮮人街道、現在では国道8号や大津能登川長浜線、湖岸道路やもうじき開通いたします大津湖南幹線など、広域幹線道路、またJR琵琶湖線、そしてまた電車基地を伴った野洲駅の立地により、交通利便性が町のポテンシャルを大きく高めていると思っております。

一方、弱みでございますが、強みの裏返しになります。町のポテンシャルが高いことで、居住や企業立地という需要が高いにもかかわらず、市街化区域が狭小である、先ほども申し上げましたが、供給不足に陥っていることが弱みとして上げられると思えます。先にも申しましたように、都市計画マスタープランを具現化することで持続可能なまちづくり、都市づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

熟考されている駅前B地区での病院整備の方向性につきましては、早急に結論をなされまして、前へ進めていただくよう要望いたします。

市長は今、アイススケートのリンクでいう、コーナリングが一番難しい第2コーナーであると思えます。この難しい第2コーナーの難局を持前の体力で乗り切っていただきまして、スピード感を持って、選択と集中で市政運営のゴールを目指していただきたいと思えます。

さらには、手数料及び使用料の改定につきましては、先ほど議案質疑で質疑があったように、大変市民の方は値上げラッシュ、そして戦争で原油価格も上がっております。そういった中での改定ですので、くれぐれも市民の方には十分説明責任を果たしていただきまして、市民の納得を得た上での料金改定という手順だけは進めていただきますようお願いしたいと思います。

それでは、次の2番目の質問に移ります。

JR野洲駅前における「市の顔づくり」についてでございます。

先の11月定例会におきまして可決されました、野洲駅南口複合商業施設整備事業につきまして、ご質問いたします。

この土地の駅前立地の好条件にありながら、長年放置されてきました。しかし、今回、民間企業の参入協力を図って、ようやく開発の見通しが立ってきた感があるかと思えます。

隣の守山市におきましても、駅前には村田製作所の研究所が誘致されるなど、県下の他市においては、駅前が活況を呈している状況下であります。この場所は野洲駅南口という市の玄関口であり、人でいえば、顔に当たるかと思えます。人の顔にはそれぞれの表情があり、喜怒哀楽、人格をも表すものでありますが、やはり一番いいのは笑顔であります。笑顔あふれるまちづくりを標榜される栢木市長にとって、今回、計画されている民間活力導入による商業集積のイメージや姿は、多くの市民が早く知りたがっているところでもあります。

当創政会が考えるこの駅前でのまちづくりのコンセプトの要望といたしましては、昨年末からのふるさと納税効果、いわゆるSK-II効果によりまして、当市のイメージアップとなったことから、この流れに乗って、何か他の自治体になような未来志向の官民連携の開発整備を望むものであります。具体的には、SDGsタウン、スマートシティ、リモートオフィス集積など、駅前開発の後発組として、今までのピンチをチャンスに捉え、このコロナ禍を乗り越えた新しい発想でのまちづくりを期待するものであります。

SK-IIは、国内はもとより世界中でこの野洲市の工場でしか作っておられません。これにあやかって、オンリーワンのまちづくりをともに目指そうではありませんか。

また、民間企業誘導に関しては、土地を丸投げしてお任せ開発ではなく、行政が道路や駅からのアクセスデッキ、広場などのインフラ整備である骨格づくりを積極的に行うなど、官民双方の役割分担をしっかりと決めることも大切ではないかと思えます。

さらには、スケールメリットを出すためにも、熟考中のB地区についても、懸命なるご英断をいただき、全体開発のボリュームを上げていただきたいことも再度お願いさせていただきます。

そこで、今後の開発の構想や方向性について、次の3点についてご質問いたします。

1点目、市が発信する駅前での商業集積のコンセプトについて。2番目、駅前での市民交流スペースの提供と積極的な市民活動促進について。3番目、ビジネスや観光客等の当市への誘客戦略とPRについて。

以上3点について、よろしく申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 創政会を代表しての2つ目、JR野洲駅前における「市の顔づくり」についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、市が発信する駅前での商業集積のコンセプトについて、お答えいたします。駅前整備のコンセプトは「心と体の健康をテーマに人と人とがつながることで生まれる

にぎわいづくり」です。ただし、創政会が要望されているBブロックも含めた駅前全体の整備となると、現構想を廃し、新たな方針を示す必要があると考えています。

なお、商業集積のコンセプトについては、本市では複合商業施設整備事業を進めていく上で、提案等により検討していくものと考えており、現在のところ、定めてはおりません。

次に2点目、駅前での市民交流スペースの提供と積極的な市民活動促進について、お答えします。

現構想で、駅前で市民が交流する場としましては、市民広場を掲げており、複合商業施設の整備を行う際の必須機能としています。複合商業施設の建物内への市民交流スペース設置については、その規模やニーズ等を検討し、整備事業者の公募条件を設定する段階で決定してまいります。

次に3点目、ビジネスや観光客等の当市への誘客戦略とPRについて、お答えいたします。

駅前整備における誘客戦略につきましては、複合商業施設整備の機能を検討する中で、市場調査などを踏まえ、検討していきたいと考えております。また、第2次野洲市観光振興指針との整合を図りながら、市全域や各スポットにおける観光PRにつなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

まずは、JR駅前ににぎわい創出と魅力ある都市空間を早急につくっていただき、それを市民にお示しいただきまして、やはり野洲市は夢のある町だなといったイメージを先行していただくことをお願いします。そして、そのことが市の活性化につながるのだと思います。そして、JR野洲駅前での活性化したことによる波及効果が、現在、他の学区については開発が遅れております、そういったところにもその波及効果が浸透し、段階的によくなる、いわゆるトリクルダウンするといった効果があるんじゃないかと思います。つまり、市長が掲げられる笑顔のまちづくり、その笑顔の連鎖で市内の均衡ある発展づくりにもつながることかと思しますので、先行して、JR駅前での夢のある開発、整備をよろしく願いいたします。

次に、3点目に参ります。

ウィズコロナを前提とした、地域でのまちづくりについて。現在、オミクロン株を主と

した新型コロナ患者数はいまだに減る傾向もありません。さらには、3回目のワクチン接種や低年齢層のワクチン接種は完了しないなど、終息には現時点では程遠いものがあります。また、このオミクロン株が退治できても、次の新たな変異種が出てくるかもわからず、今後もウィズコロナを想定した市民生活や行政サービスの提供が継続されなければならないものと考えられます。また、このコロナ禍で大きな犠牲を払われた方々が市内にはたくさんおられます。特に飲食をはじめとしたサービス関連業種においては、売上げが大きく減り、経営は大変厳しいものがある聞き及んでおります。加えて、このコロナ禍の影響で富む者と富まざる者、いわゆる貧富の差がより広がったものと一般的に言われています。何とか、行政の力で、可能な限りこの格差是正のための支援をする必要があると考えます。

さらには、もう一つ、このコロナ禍で2年間余りで劣化したものがあります。それは地域におけるコミュニティ増進です。地域社会においては、人と人との絆づくりが一番大切であります。そこに住む人々がお互いしっかりと結び合い、信頼関係を築くことが様々な地域活動のベースとなっています。2年ぐらい前から始まったコロナ禍により、今までの行動変容が余儀なくされたことから、不必要な行事や会議等の見直しやIT化への工夫などは、地域活動を見直すためのよい機会となった面もあります。しかし、多くは人と人が交わり、情報交換するという人的交流機会の減少により、地域コミュニティの希薄化が加速しました。これを元のように取り戻さないと地域は大変なことになってしまいます。例えば、災害の遭遇した場合、最も大切なものはともに助け合う共助の力がありますが、これが弱体化していくと災害難民をつくってしまうかもしれません。

このような事態を深刻かつ改善すべき地域コミュニケーションの低下と捉え、失った地域活力を回復させ、将来に向かってさらに上げていかねばならないと考えます。

こうしたことから、次の3点について質問します。

1 番目、コロナワクチン接種の現状とコロナ禍収束に向けた行政の取り組みについて。  
2 番、コロナ禍で大きな犠牲を払われた市民への支援策について。3 番、コロナ禍で希薄化が進んだ地域コミュニティの行政からの回復策について。

以上3点について、ご回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、創政会を代表しての3つ目のウィズコロナを前提とした、地域でのまちづくりについてのご質問にお答えさせていただきます。

建制順によりまして、私のほうから、まず第2点のコロナ禍で大きな犠牲を払われた市民への支援策についてのご質問にお答えさせていただきます。

市民生活相談課が受け付けました生活困窮に係る新規相談者実人数につきましては、令和2年度が531人で、そのうちコロナ関連が326人となっています。また、令和3年度4月から本年1月末の新規相談実人数は273人で、そのうちコロナ関連が119人となっております。

コロナ禍の影響を受けた市民への支援策では、国の制度といたしまして、賃貸住宅の家賃手当である住居確保給付金や就労による自立を図るための新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、また社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度である特例貸付の活用を図っておるところであります。

また、市の独自制度では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援策といたしまして、令和2年度は5つの生活支援金緊急給付金の支給等を実施しました。実績といたしましては、子育て支援型が373世帯、子どもさんが554人です。特例貸付連携型が332世帯、住宅支援型が12世帯、学生応援型が233人、国民健康保険減免等連携型が202世帯となっており、生活支援緊急給付金の支給総額は4,072万700円となっております。令和3年度は、特例貸付連動型生活支援緊急給付金を引き続き実施するのに併せて、特例貸付が終了した方を対象に、食料品や生活物資を無料支給する事業を行うなど、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた方の支援を実施しているところでございます。

今後につきましては、国での施策の状況を踏まえ、市の関係機関と連携し、より一層の支援強化を図るとともに、働けない方等については、速やかに生活保護につなげるよう社会福祉課ときめ細やかな連携を図ります。

次に、3点目のコロナ禍で希薄化が進んだ地域コミュニティの行政からの回復策についてのご質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍により、密を避けるために自治会活動等の地域コミュニティ活動の中止や縮小が増加しております。その中でも、少しでも地域におけるコミュニティ活動に資するよう、市としても令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策分として、通常とは別枠に自治会活動活性化補助金を希望する自治会に交付したところでございます。今後、新型コロナウイルス感染症の流行が一定沈静化し、自治会活動等の地域におけるコミュニティ活動の回復を図る時期が到来したときには、それぞれの自治会様の特性等も鑑み、また自治会様からのお話

をお伺いしながら、相談等において適切に対応していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、改めまして、私のほうからは1問目のコロナウイルスワクチン接種の現状とコロナ禍収束に向けた行政の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

令和3年12月に始まりました新型コロナウイルスの3回目の追加接種につきましては、本市の集団接種を令和4年1月から開始をいたしてございまして、また市内医療機関のご協力で実施いただいている個別接種と併せまして、希望する市民の皆様には接種機会を提供しているところでございます。

追加接種を終えられました人数につきましては、3月2日時点の数字になりますけれども、もう既に1万2,000人以上の方、全人口比で見ますと、25%以上の希望する市民への接種を完了してございまして、全国の接種率では若干早いペースで進んでおります。また、3月、今月からは5歳から11歳を対象といたしました小児用ワクチンを用いた接種を開始する予定でございまして、現在は接種券の送付等の準備を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けた行政の取り組みにつきましては、国において様々な指針が示されているところでございまして、本市におきましても、感染予防対策の周知やコロナワクチン接種の実施などに取り組んでいるところでございます。また、新型コロナウイルス感染の収束に向けては、野洲市だけではなく、広域的に取り組むことが重要でございまして、今後も国の指針に基づき、保健所や近隣市町とも連携をしながら、市が対応すべき感染症対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ご丁寧な回答、ありがとうございます。

一日も早くコロナ禍が収束しますように、コロナ接種に向けた取り組み、並びに傷ついた市民の方々へのフォローにつきまして、どうか市民目線で続けていただきますようよろしくお願いいたします。そして、以前のような普通の生活が戻ることを全ての市民が祈っております。

さて、私ごとで恐縮ですが、先月和歌山県の南にあります広川町にある稲むらの火の館

に行っていました。ここはご存じの方がいるかと思いますが、江戸時代に当時の町の名士でありました濱口梧陵さんという方がいらっしやって、この方は現在、国内でも大きなしょうゆメーカーさんの創業者の方ですけども、その南ですので、津波が来たときにその住民が溺れられて、夜になって、水にぷかぷか浮いていると、そうしたときに、この広川町にあった稲むらを燃やして、高台に持って行って、それを目安にして、遭難されている方々がその高台に来られて避難されたということで、その方は篤志家でもありますし、津波が来ても町が被害にならないような堤防を私財をなげうってされたということで有名な話です。

それで、私が感動したのは、その記念館に行きましたら、やはりパネル展がありまして、書いていた言葉は、「普段からお元気ですかと声をかけ、そして避難するときは財産を持ち出すことを諦め、向こう3軒声をかけ」といった言葉が書いてありまして、すごく印象的で、やはりこうした有事の際には地域のコミュニケーション、向こう三軒両隣の固い絆づくりが一番大切になるかということも痛感して帰ってまいりました。

それでは、次の4番目の質問に参りたいと思います。

未来の地域発展をになう教育推進について質問いたします。

現在、コロナ禍の中で学級閉鎖による授業の遅れや行動制約、あるいはマスク着用によって、子どもたちの笑顔が見られない学校風景となっています。これは仕方がないかと思いますが、本当に憂慮すべき事態がこのコロナ禍の影響で学校現場にも及んでいます。

さらには、貧富の差がより拡大しつつある現在にあって、このコロナ禍の影響によって、仕事が減って収入が少なくなり家計が苦しくなっている家庭も少なくないのではないのでしょうか。しかし、家庭での所得格差によって、子どもの将来が左右されてはいけないと思います。子どもを絶対、コロナ禍の犠牲者にしてはいけないと思います。

私は地域発展、まちづくりの原点は人づくりであると確信しています。これをおろそかにすると、将来の地域活性化もおぼつかないものがあり、豊かな人材も地域から育たないと考えています。

また、今の都市間競争の時代、若い世代が本市に住んでいただくための1つのインセンティブ、いわゆる魅力として、特色ある教育の推進と確かな基礎学力をつけさせる教育力が重要であると言われていています。例えば、ALT制度のようなネイティブを活用した英語教育の推進やICT教育などに特に力を入れて取り組むことで、子どもの将来の選択肢をより多いものにできるものではないのでしょうか。こうしたことが、市外からの人口流入を

生み、「子育てするなら野洲、教育するなら野洲」といった展開になり、市の発展と活性化につながるかとと思います。

さらには、子どもたちが仮に学校卒業後はこの地域を離れていっても、いずれはこのふるさと野洲に戻ってきて、地域発展のために今まで培った経験と力を存分に発揮してもらえよう望むところでもあります。つまり、地域に誇りを持ち、郷土愛を育む教育が大切ではないかと思っています。

今、コロナ禍で市内の子どもたちが外で遊ぶ姿を見る機会も少なくなってきました。子どもの元気な姿を見て、それに刺激をもらい、大人も元気になっていくものと思います。私も、毎朝スクールガードとして交差点に立たせていただいておりますが、子どもたちからエネルギーをもらい、一日の始まりをともに喜んでおります。

将来の本市の豊かな発展を確実にになってもらえるような人材育成のため、学校教育での取り組みについて、次の3点についてご質問いたします。

1番、コロナ禍の現在、教育現場でどのような支障が生じてきているか。2番、他市にないような特色ある学校教育の取り組みについて。3番、地元での国民スポーツ大会開催に向けた学校及び生涯スポーツ推進について。

以上3点につきまして、ご回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、創政会を代表しての奥山議員のご質問の第4問目、未来の地域発展をになう教育の推進について、お答えをいたします。

まず1点目の教育現場での支障についてですが、学校では文部科学省の通知やマニュアルに準じて、最新情報や対策を把握し、学校医や保健所の助言を参考にしながら学習の継続に努めているところでございます。例えば、授業では音楽科の合唱やリコーダー、家庭科の調理実習、体育では身体接触を伴う柔道などの運動をそれぞれ取りやめています。また、授業以外では、他学年との交流活動や学年を超えた遊び、さらには中学校の部活動の対外交流なども中止をしております。それから、給食はみんなが机を離して前を向き、黙って食べるという黙食というのを全校で行っております。さらに、学校行事なども改めて目的や方法について検討しているところでございます。一方、1人1台タブレットを使ったオンライン等での交流など、新しい形での学びも工夫しながら続けているところでございます。以上、できなくなったことのみ注目するのではなく、子どもたちの学習を豊かにするために日々考え、検討しながら進めているところでございます。

続いて、2点目の特色ある学校教育について、お答えいたします。

野洲市では、以前から地元の方の協力を得て、学校独自の学習を進めてきました。例えば、小学校の理科、環境学習の一環として、自分たちで育てたヨシ苗を琵琶湖に植える活動や総合的な学習の時間で、篠原焼の抹茶茶碗を作り、卒業前にそれを使った茶道体験などを行っています。さらに、野洲川の治水の歴史学習や三上山登山、銅鐸博物館の見学と火起こし体験、北村季吟の学習と俳句作り、天保義民のフィールドワーク、妓王井川学習など、様々な取り組みを進めております。また、最近では、地元企業の村田製作所に依頼して、6年生の理科で手回し発電機を作製し、豆電球やモーターの消費電力量を実感する出前授業にも取り組んでいます。このように、各学校が地域に根差した特色ある教育活動を行い、子どもたちの郷土愛を育てているところでございます。

次に、3点目の国体開催に向けたスポーツ推進について、お答えをいたします。

令和7年度の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の本県開催が今年8月頃に正式決定されます。そして、令和4年度から本格的なその準備段階に移る予定でございます。本市では、卓球とバスケットボール成年女子が総合体育館で、またラグビーフットボールが希望が丘文化公園内で行われます。スポーツは競技をする、見る、支えるといった関わりを持つことによって、健康でいきいきと暮らすことにつながります。学校教育はもとより、社会教育でもスポーツの持つ魅力を伝え、知っていただき、多くの方に関心を持っていただけたらと思います。大会は4年後となりますが、今後、多くの皆様のご協力をいただかなければなりません。どうか議員の皆様にもご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。いろんな取り組み等、お答えいただきました。

1点だけ私の質問にお答えいただきたいですけども、ネイティブを取り入れた英語教育とかICT教育について、ちょっと今、説明がなかったので、教育長のお考えにつきまして、おっしゃっていただければありがたいですが。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） ネイティブを取り入れた教育ですね。ALTというふうに呼んでいるんですが、アシスタント・ランゲージ・ティーチャー、外国の英語を話す人を学校

に来ていただいて、英語とか外国語学習を進めるという取り組みですが、本市では、これは実施をしておりません。10年ほど前まではやっていたんですけども、それに代わりまして、今、英語支援員というのを小学校に、今、小学校の3、4年生で、外国語といいますが、基本は英語です。それから、5、6年生には英語の授業が入ってきました。そこで、英語支援員さんというのを市独自で雇いまして、支援をしていただいております。これは日本の方です。英語をかなりしゃべれる方を担任とともに授業をすとか、いろんな工夫をしながら取り組んでおります。

それから、ICTに関わりましては、1人1台タブレットを令和3年度、本年度ですが、全て配置をして、今、コロナで学級閉鎖とか、あるいはご家族の方でうつたら大変になるというふうな方で予備的に休んでいる子も何人かおりますので、そういう子については、オンライン授業で学校の授業を家庭で見るというふうな取り組みも各学校で進めております。また、そのタブレットを通じて、今まではグループで話し合い活動というのを結構ここ3年ぐらい活発にやってきましたんですが、コロナで話し合いがあまりできないということで、来ている子どもたちの中で、そのタブレットを通じて意見交換をすると、そういうふうなんを使って意見交換したり、あるいはクラスで発表したりとか、こういうことに活用しております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

少子高齢化が進んでいく中で、子どもは宝であり、未来の成長エンジンであります。西村教育長とは、私、昔同じ教育委員会で机を並べて仕事させていただきましたが、昔からお持ちの教育への情熱をこのふるさと野洲のために、教育発展のためにさらなるご活躍を切にお願いいたします。

特に私が言いましたALT教育ですけれども、私も退職してから、週に1度、アメリカのネイティブにつながり、英語を習っております。そこで感じたことはあくまでも国際的に外国人とコミュニケーションするツールが英語であって、その英語を通じて、例えばアメリカ人だったらアメリカ人の価値観、文化が分かるということがよく理解できましたし、それが今は基本的にインターネットが世界中に普及している現在、英語じゃないかと思っております。

先のウクライナの侵略の決議のときの賛成討論にありましたとおり、その国というのは、

文化とか価値観が違いますから、もう日本人というのはなかなか英語が理解できないから、マスコミを鵜呑みにするんですけども、それが少しでも英語とか、その母国語の言語が分かれば、少しその当事国の国の価値観も分かるんじゃないかといった面も持っていますので、そうした外国、多文化共生の教育にも取り組んでいただけますようお願いいたします。

続いて、5番目の質問に参ります。

高齢者が安心して暮らせる福祉向上対策について。

年々、高齢化していく地域社会において、昨今のコロナ禍の影響により、孤立化していく高齢者が増加したと言われていています。この2年間余りで学区や自治会での様々な行事、そしてお寺やお宮さんの行事までもが中止となり、人と人が交わる機会がかなり少なくなりました。特に家族の支えがない独居高齢者については、その周りに住んでいる人はとても心配していますが、こうした時世、自宅に訪問することすらちゅうちょすることがあります。私が居住する自治会では、コロナワクチンの接種申し込みが困難な高齢者家族に対して、家に出向いて、代理で申し込みをさせていただくなどの支援を地域ぐるみで行っていました。しかし、ともに支え合うという理想形は理解するものの、なかなか他人の家庭や個人に入っていくことは難しい面もあります。

また、地域において人と人と同じ楽しみを持って集まり、ともに話し、ともに動き、ともに助け合うことの大切さは、このコロナ禍でいかに大切であるかを身に染みて知りました。特に、災害などの不測の事態が起こった場合、自分の力で行動できない高齢者などは、やはり地域で支え合う共助の力が一番重要であると言われていています。

本市としても、こうした高齢者が生きがいを持って、日々の暮らしを安心して送れるよう、地域の支えとともに、行政のサポートも必要であります。新年度予算では、地域共生社会を実現するため、見守りネットワークの拡大や重層的支援体制強化などを積極的に行っていただくことになっています。高齢者の方々が日々生きがいを感じながら、長生きし、この野洲市に住んでいて本当によかったと思えるような施策を市民目線で実施していただきたいと考えます。

そこで、次の2点につきまして、ご質問いたします。

誰一人残さない行政伴走型支援はできないか。2番目、高齢者の地域での居場所づくりと三世代交流促進について。

以上2点について、ご回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、創政会を代表しての5つ目の高齢者が安心して暮らせる福祉向上対策について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の誰一人残さない行政伴走型支援はできないかについて、お答えをさせていただきます。

困難を抱えた人は社会的に孤立している場合や、例えばひきこもりがちな中年の子どもが高齢の親と同居する中で、介護や経済的困窮などの問題を抱える、いわゆる8050問題など、複合的な課題を抱えていて、解決に時間がかかる場合があることから、これまでの課題解決に重点を置く課題解決型支援に加えまして、専門職が継続的に寄り添い、課題を一つひとつ解きほぐしていく伴走型支援が欠かせないというふうに認識をいたしております。伴走型支援は、つながり続け、課題を解きほぐすとともに、本人や世帯の状況の変化に寄り添いながら行う継続的な支援でありますので、これを行政だけで行うということも難しいので、行政の専門職による支援のみでなく、多くの機関や地域が協働して支援を実施していくことが必要であるというふうに考えております。このことから、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や関係機関と連携、協働した地域づくりをするために、新たに、議員ご指摘のように、重層的支援体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の高齢者の地域での居場所づくりと三世代交流について、お答えをさせていただきます。

高齢者の地域での居場所づくりにつきましては、野洲市社会福祉協議会と連携して取り組んでおります小地域ふれあいサロンや地域包括支援センターで取り組んでいますいきいき百歳体操などがあります。また、それ以外にもサークル活動や見守り活動などを行っておられる地域もあります。身近なそういった居場所や通いの場について、さらに拡充が図れるような働きかけを行っていきたいというふうに考えております。また、それを加えまして、高齢者だけでなく、子どもや子育て中の母親なども参加できる多様な居場所づくりに向けて、子育てサロンや地域子ども教室、子ども食堂などのまちづくり活動の中で多世代が交流する場の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

新年度におきましては、先ほどご回答いただきましたとおり、重層的支援ということを

していただくなど、地域共生型社会の実現を目指されようとしております。やはり、人と人とのつながりを大切して、職員さんにおかれましては、高齢化問題で大変だと思いますけれども、なるべく地域に出向いていただきまして、同じ目線でともに悩み、ともに課題解決をするといった行政伴走型の支援をできる限りしていただきたいと思っております。

それでは、最後の6番目の質問に行きます。

本市の基幹産業としての農業振興対策について。

本市において、まずもって、農業は基幹産業であると考えております。このコロナ禍においても、農作業は外で密にならずにできることから、そのマイナスの影響を受けることはほとんどありません。私も地域農業に携わっている関係上、それは実感として持っております。しかしながら、昨年においては、米価が2割近く引き下げられるなど、非常に厳しい農業経営環境下にあります。さらには、昨今の農業者の高齢化や担い手不足から、本来ならば、組織強化を図らねばならない集落営農組合もリーダー不足などにより、崩壊の危機に直面している地域もあると聞き及んでいます。また、水田作の基盤である圃場についても、用水路や排水路、農道などが経年劣化してきています。今までは応急的な補修を土地改良区の支援を得て、何とか地域で行ってきているものの、今後、抜本的な改修対策が必要なことは明らかであります。加えまして、農業機械も年々価格が上昇し、零細農家につきましても、更新することが困難となってきています。

いずれにしても、今後はさらに農地集約を加速し、また付加価値をつけるなど、創意工夫して生産性を向上させることが重要ですが、これには相当の資金が必要であります。しかしながら、個人経営や集落営農組織を主とする農業者は財政基盤が弱く、行政や農協の支援や指導を仰がないと前へ進めない状況にあります。このように、大変厳しい農業経営環境下ではありますが、国策で進める農業者の規模拡大や合理化については、一定の理解を示すものの、反面、農業は国土の環境保全といった側面もあります。地域の人々のきめ細やかな労働奉仕と先祖代々の土地を守っていくという精神で、除草管理、排水管理などを地道に行っていることも事実であります。しかし、これも出役者の高齢化と居住者の減少でいつまで続くものかと危惧しております。

そこで、本市については、農業振興ビジョンを最近、再策定されましたが、その中にあるかもしれませんが、改めて次の2点についてご質問いたします。

1点目は、新規就農者支援対策について。2番、ふるさと納税の追い風に乗った農業特産品づくりについて。

以上2点につきまして、ご回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 創政会を代表しての奥山議員、本市の基幹産業としての農業振興対策についての1点目、新規就農者支援対策について、お答えいたします。

まず、新規就農相談として、年間を通じて相談を受け付けまして、品目に応じ紹介できる生産者があれば顔つなぎを行い、技術や経営等の情報収集に役立てていただいております。また、青年等就農計画の作成に当たりましては、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課とも連携しまして、実現可能な計画の作成を支援しているところでございます。

次に、資金面についてでございますけれども、国の補助事業である農業次世代人材投資資金を活用しまして、最大690万円が受給できる支援を行っておりますが、JAレーク滋賀管内における新規就農支援を見ますと、守山市ではJAが運営するトレーニングハウスを活用しまして、モリヤマメロンを継承する生産者の育成を図られており、新規就農者の受け皿ともなっているほか、国の補助事業との別に、市で独自支援を行っておられることから、近年の新規就農者数は管内でも多くなっております。

今後、新規就農者支援に求められるものは、このような各市町での支援の充実であり、現在、JAと協議を行っております、本市でのトレーニングハウスの整備協議を加速させるとともに、本市独自の支援策の検討も行いたいと考えております。農業というのは、本市における基幹産業でございまして、農産物の生産はもちろんのこと、洪水調整機能による国土保全の多面的な機能も有していることから、大切に守り続けてこられた農業者に感謝するとともに、そういう意味も込めまして、新規就農支援をはじめとした支援策を活用し、農業の担い手確保に寄与してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。改めて、当市の基幹産業である農業の位置づけの認識と、そして零細農家におかれましても、目を当ててくださいます、本当にありがとうございます。

（「2点目は」の声あり）

○環境経済部長（武内了恵君） 申し訳ございません。2点目がございまして、続きまして、2点目のふるさと納税の追い風に乗った農業特産品づくりについての質問ですが、本

市の農業特産品づくりにつきましては、日本一の琵琶湖を抱える環境先進県の構成市として、県やJAなど関係機関と連携し、食味値の向上、生態系に配慮した商品開発及び有機栽培普及など、環境こだわりのさらなる強化により、安心安全でおいしい商品を提供することによって付加価値の創出を行います。

また、この素晴らしい素材を生かした新たな加工品を開発する等、売れる商品づくりを目指さなければなりません。今年度改訂を行います農業振興計画におきましては、野洲市産農産物を活用した商品開発に取り組むとしており、農商工連携を図るとともに、プランナー支援制度を活用するなど、六次産業化によるブランド化にも注力してまいります。

これに加えまして、安定した品質と数量の確保及び収穫時期をずらした作物づくりなどで産地化や特産品づくりを図るとともに、みかちゃんメロン、しゅんぎく姉妹、吉川ごぼうといった素晴らしいポテンシャルを持った既存作物の生産拡大にも注力してまいります。

一方で、環境への配慮にこだわり、生産した商品があっても、その苦勞が単価に反映されない状況が多々あるために、県やJAと連携を図りながらPRを通じて、価格への反映ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。私も農業者の一人として、農業にスポットを当てていただきますようよろしくお願いします。

昨年合併しましたJAレーク滋賀管内では本市は野洲の管内では2番目に大きい耕作面積がございます。決して、この中にある自治体間において格差が出ないように、本市においては、財政状況が大変厳しいものがありますが、農業振興と農業施策の充実に力を注いでいただきたいと思っております。

以上6項目にわたりまして、質問させていただきました。真摯にお答えいただき、ありがとうございます。新年度に当たりまして、笑顔あふれるまちづくりといった施策を展開されますが、そのまちづくりについて、一番大事なのは、職員の力にあります。その職員さんが笑顔で元気を市民に与えてくださることが、やはり市民、市の活性化につながると思います。それには、市長を先頭に同じ方向で、同じベクトルを向いて、一糸乱れぬチームワークで令和4年度のまちづくりに向けて邁進していただきますよう、この場をお借りしまして、お願いします。議会としましても、また是々非々の議論で、やはり目的は、ゴールは野洲市をよくするためですから、どうかいい意味での議論をしながら、ゴールを

目指していきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新誠会、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、東郷克己です。

新誠会を代表して、質問いたします。

今議会は、選挙後初めて迎える代表質問を行う議会です。この重要な節目において、市政は大きく揺れ、混乱を極めています。その要因は、本年1月5日の創政会の要望とそれを受けた市長の熟考です。我々はこの迷走を脱し、一刻も早く野洲市政を健全な軌道に戻すことが今議会最大の目的と考え、代表質問、一般質問をはじめ、各種審議、そして採決に臨む決意です。また、その目的に徹するために、この代表質問では教育方針は問わず、会派議員の一般質問に委ねることといたしました。

では、質問を始めます。

施政方針について問う前に、大前提となる議会制民主主義及び地方自治の根幹について確認をいたします。地方自治体における議会の役割と意義についての認識を市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 新誠会を代表しての東郷議員のご質問にお答えいたします。

地方自治体における議会の役割と意義の認識についてのご質問にお答えいたします。

議会は、地方公共団体における議決機関であり、地方公共団体の意思決定や執行機関、つまり地方公共団体の長の監視等の役割を担っていると認識しております。立場は市長と独立、対等であり、先述の行為を通じて、住民福祉の向上に努めることが存在意義と考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 議会の役割、意義をご認識いただいているようで安堵をいたしました。しかし、実際にはその発言とは裏腹な言動がございました。昨年第3回野洲市議会

定例会において、議会は議第68号令和2年度野洲市病院事業会計決算を不認定としました。その議会における市長の言葉です。会議録から参照いたします。該当のところのみ読みます。病院事業会計決算につきましても、予算執行に当たっては市長の権限において適切に執行したものであり、何ら問題はないものと改めて申し上げておきます。こうおっしゃっております。

議会の決算認定は地方自治法第233条の規定、普通地方公共団体の長は、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない等によるものです。この議員必携には、決算審査は住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意味があることを再認識すべき、これは議員に向けての言葉だと思います。審査の結果は、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべき、これはどちらかという、執行部に向けた言葉かと思います、などと記されております。予算執行は市長の権限です。しかし、その執行が適切であったかどうかを認定するのは議会の権限ですが、不認定を受けた決算を何ら問題はないと判断する権限が市長にあると認識されているのかどうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時39分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 決算認定の不執行というんですか、不認定ということでございますけれども、当時、監査委員の結果も踏まえ、執行したことには執行権の範囲というか、間違いないということを当時、主にそのように発言をさせていただきました。

以上、お答えといたします。

○8番（東郷克己君） いや、答えになっていません。私が聞いたのは……。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時39分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 認定、不認定については議会が判断されることであって、私が判断したことはそれで間違いないというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ここで議論を尽くすわけにもいかないのですが、程々にしますが、先ほど申しあげましたように、決算の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべき、執行部側からすれば生かすよう努力すべきであると思います。それを残念ですとかいうような言葉は私も許容いたしますが、何ら問題はないというふうに言われてしまうと、そもそも決算認定している意味は何なんですかというふうになりますので、そこはお踏まえいただきたいと思います。

これから予算審議が始まります。予算審議の研修に参加すると必ずと言っていいほど出てくるのが決算審査からの予算審議という観点です。当然、執行部においては、先ほど申しあげた決算の結果を後年度予算や行政執行に生かされるべきです。単に目の前の今年度予算の個々を審議するのではなく、一連の流れをつかんで、厳格に審議することが何より重要と改めて再認識いたしました。

続いて2問目、施政方針を問うの各項目をお聞きしてまいります。

施政方針に「最優先に取り組むべき課題としていました、効率的、効果的な行財政改革は、本年度内に成案となるよう」、中略します。「積極的な歳入確保と歳出の適正化に努めます」と記載されています。「最優先」という言葉が使われているのはこの項目だけです。そして、この行財政改革は、「適正化」の名の下に負担増加、あるいはサービス低下という形で市民に直接影響します。民主主義において、主権者は市民です。市民は税を負担して、行政を支えるオーナーであり、また同時に行政サービスの受益者でもあります。我々は行財政改革そのもの、あるいは適正化そのものに必ずしも反対するわけではございませんが、改革に当たっては、丁寧に、慎重に市民への説明が欠かせないと考えております。今回の行財政改革プランについては、新型コロナウイルス感染拡大という要因もありましたが、それを勘案しても、丁寧な説明とは言えません。導入の時期を遅らせてでも丁寧な説明と意見聴取の機会を十分に取った上で進めるべきと考えますが、認識を市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 行財政改革に係る市民への説明についてのご質問にお答えをいたします。

来年度より本格的にスタートさせる本市の行財政改革について、その内容を市民の皆様へに説明し、ご意見とご理解をいただくため、1月22日と24日の両日に説明会を開催す

る予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、参加者の安全を配慮して、やむなく中止したところでございます。これを受け、これに代わる市民の皆様のご意見を伺う機会を確保するため、パブリックコメントを実施し、複数のご意見をいただいたところです。本市の財政にとっては一刻も早く行財政改革の取り組みをスタートさせる必要があり、年度内に行財政改革推進プランは成案といたしますが、今後、プランに位置づけた各取り組みを進めていくに当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案した上で市民説明会を実施し、市民の理解が得られるよう丁寧な説明と周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ちょっと確認をいたしますが、今の市長のお言葉は、スタートはさせるが、説明は丁寧に、また並行して、していくということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） はい、そのとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 次の項目に移ります。

「施政方針の終わりに」の部分で、「今年に入り市議会の会派等から立地場所に関する要望書が提出され、現在、早期に新病院整備に着工できるよう、野洲市の将来に禍根を残さない最も賢明な判断を行い、市民の安心につながる医療の確立を目指して、今後の方向性について熟考している」とあります。我々新誠会は、この熟考のきっかけとなった会派の要望書及び熟考に関する市長の説明の言葉を詳細に分析してまいりましたが、両者に共通する大きな問題、あるいは課題の1つが過去の検討や検証、そして経緯の無視です。そこで、この代表質問において、過去の検討内容や検証結果及び経緯のポイントと現在の比較を確認し、これを踏まえて、最も賢明な判断を明らかにすることを目指します。

資料をお願いします。野洲市における病院整備問題は、当時の御上会野洲病院が市に対して支援を求めた新病院構想2010に端を発します。この構想の概要及び市の判断のポイントを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） まず、新病院構想2010の概要について、お答えをさせていただきます。

野洲市の地域医療を安定的に支えていくためには、病院施設の新築と設備の充実が必須とされ、市が新病院発足のための土地建物や医療機器を調達し、旧御上会野洲病院が使用、賃借することで実現できると計画されています。次に、それに対する市の判断ポイントですが、野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会を設置し、そこからの提言を受け、旧御上会野洲病院からの構想は受けられないが市内に一定の機能を担う病院は必要としています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 市は、野洲病院からの支援要請、基本構想2010については拒否する一方で、市内に病院が必要かどうかを有識者による検討委員会、いわゆる略称で「あり方検討委員会」を設置し、市内に病院がなくても大丈夫ではとの仮説を立てて検討されたと認識をしております。その提言書によると「市内に一定の役割を担う病院は必要。しかし、整備、維持には負担の覚悟が必要」との結論でした。新型コロナのまん延という当時にはなかった厳しい状況など、現状を踏まえ、現在も市内に病院は必要という結論に変わりはないか、ここは病院の責任者として病院長にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 私も平成23年からずっといろんな病院の建築の委員会の委員にも入っていますし、だからいろんな場面で前市長からもいろんな話を聞いて、ご意見を言っていたところなんですけど、要る、要らないという議論が随分あったのはよく存じております。経過もほとんど了解しているつもりなんですけど、この前もここでお話ししたと思うんですけど、やはり野洲と守山のこの両地区で公立病院として中小病院がもう一切なくなるんです、もしこの病院がないとすると。そういうような状況というのは、やはり避けるべきであろうというのは、これ、後でもうちょっと詳しく、いわゆる地方自治体の病院のあり方ということでちょっとお話ししたいと思ってるんですけども、少なくとも感染とかこういうことも考えに入れて、今は途端に最近、厚労省も言うことを変えて、病院を潰せと言っていたのがまた残せと、感染をやれというようなむちゃなことを言い出して、全部残っていますね、旧国立病院、いわゆる広域病院機構が。そういうものも含めて、やはり開業医の先生だけ、いわゆるクリニックだけだと無理なので、例えばここから400床以上というか、200床以上の病院に行きますと、皆さん、初診料で今は5,000円、今度7,000円になるんですけど、もう無批判に取られるわけですね、初診料以

外にも。そういうことを考えると、少しちょっと開業医の先生では大変というようなことになる、やはり病院にかかれる、しかも普通の初診料でかかれるという病院が市内には絶対必要であるというのは、いろんな経過でそういう話になったかと僕は記憶しています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ポイントを押さえてご説明、ありがとうございました。

続いて、あり方検討を受け、平成24年に野洲市新病院整備可能性検討委員会を立ち上げ、可能性検討を実施いたしました。この検討の概要と結果について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） まず、可能性検討の概要について、お答えをさせていただきます。

野洲市における医療課題と今後の展望を明らかにして、市内に一定の役割を担う病院の必要性を再確認し、病院像を具現化し、病院経営の専門家委員を含めた検討委員会を開催した上で収支シミュレーションを行い、持続可能な病院経営が成立するかどうかの検証を多く行いました。次に、その結果ですけれども、市が新病院を整備し、持続可能な運営をできる可能性はある。ただし条件として、野洲駅前を整備することや材料費等を民間並みに調達すべき等の条件が付されています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ただいまお答えをいただきました中で、現在も議論の1つのポイントになっているところがございました。駅前での整備がこの可能性、まああるなしを左右するというような意味であったかと思いますが、ちょっとその結論だけでしたので、その理由とかというのをご説明いただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 駅前の理由というか、優位性ということでお答えをさせていただこうと、そういうふうに思っておりますけれども、まず駅前か郊外かというポイントの中で、一番は私は持続可能かどうかというのがポイントだと思っています。言い換えれば、収支が成り立つかどうかという、そういったことではないかとそういうふうに思います。高度医療をする病院については、例えば郊外にあっても、遠くにあっても患者さんは通っていただけると、そういうふうに思いますが、野洲病院については身近で

気軽に行ける、まあ言うたら、スーパーみたいな私は病院だと、そういうふうに思っています。一般的に、そういった病院の診療圏というのは半径1キロから2キロ以内と、そういうふうに言われておりますし、市内のコンビニエンスストアを見ていただいたら分かるんですけども、大体野洲駅から半径2キロ以内に集中しているということから、マーケティング、市場というのを考えてみたら、野洲駅前に設置するというのが一番理にかなっているということでございます。

それに併せて、健診というのを考えてみますと、駅前にありますと、例えば通勤途中の午前中に健診をして午後から出勤すると、そういった利便性もあるということで、いろいろ考えて、駅前というのが理にかなっていると、そういったことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） これ、かなりしっかり検討、検証していただいたと思いますが、ちょっと質問の方向を変えまして、この可能性検討委員会の委員さん方、可能な範囲でどんな方がどのようにしてこの検証に当たられたのか、教えていただけますでしょうか。今の結果、おっしゃっていただいた内容としては、私はすごく首肯する、納得するところがありますが、納得されない方も結構いらっしゃいます。どんな方がどんなふうに検証されたのかというのを少し教えていただければと思います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

委員長としましては、柏木委員長、滋賀医大のその当時の病院長、それですとか、今、私の前にいらっしゃる福山病院長さん、それですとか、医師会の堀出先生ですとか、当時の御上会の病院長とか、それとか、あと経営の専門家としては川島先生、たしか関東の先生だったと思うんですけども、その先生にも入っていただいて、検討していただいたということで、委員会については5回ほど開催をしているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 続いて、次、平成26年及び27年に基本構想、そして基本計画を策定されていますが、そのポイントを問います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） まず、平成26年3月に策定しました当時の基本構

想のポイントについて、お答えをさせていただきます。

まず、病院像ですけれども、中程度の症状での入院、通院患者への対応、それと2つ目には大学病院など、急性期医療機関と自宅療養との間をつなぐ役割、3つ目としましては、在宅医療を推進する上での診療所などの後方支援、それと標榜診療科については10診療科、病床数については199、施設整備費用については57億円、運営形態については市の直営、立地場所は駅前Aブロック、そういうふうになっております。

次に、平成27年3月に策定しました当時の基本計画のポイントについて、お答えをさせていただきます。

病院像、それと標榜診療科、運営形態の市の直営、Aブロックという立地場所については、構想と同じでございます。一方、病床数は199から180床程度、施設整備費用は用地費を含めたことから約57億円から76億円に増額した、それと開院16年目より経常収支が黒字となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） この基本構想及び基本計画については改変されたと思いますが、今、ポイントをお聞きしていると、骨子は引き継いでいただいているのかなというふうに認識いたしました。何か違っているところのポイントとか、何かございましたら、お願いいたします。今の構想及び計画との違いについて。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今、今年度策定というか、つくり上げた基本構想、基本計画、基本の違いですけれども、標榜診療科は10から9診療科、それと病床数は165というふうに変えさせていただいています。それと、施設整備費についても変わっておりますし、収支においては、開院16年目から黒字というのが現在の最新のお示しした中では5年目から黒字と、そういうふうに変更をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ちょっと念のために確認ですが、構造的なというか、コンパクト化されたのかなというふうに思いますが、先ほどの説明の中で、私自身が一番ちょっと残ったと思うところは、やはり在宅医療というところ、今後、ますますこうした在宅医療は

重要になってくるかなと思います。そうした医療のコンセプトのようなところはもうそのまま継続ということによろしかったでしょうか。確認です。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 再々質問について、お答えをさせていただきます。

在宅医療というのは大変これから重要なポイントとなりますので、当時の基本構想、基本計画のコンセプトと今のコンセプトの違いについては、変更はないということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 続いて、次の質問です。

平成28年に、野洲病院支援継続可能性評価委員会、これを設置され、検討されていますが、その設置経緯と検討、検証の内容及び結果について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） まず、評価委員会の設置経緯についてからお答えをさせていただきます。

先ほどからお答えしているとおり、当時、市は中核的医療拠点として、一定の役割を担う病院を市立病院として整備すべきとの方針の下、基本構想並びに基本計画策定を行いました。しかし、平成27年5月と同年11月に次の段階である基本設計などの予算が2度議会で否決されたことから、これまでのやり方と同様の市が旧御上会野洲病院に支援を行うことで、市民の中核的な医療機能を安定的に確保し得るかについて、検証と評価をする必要性が生じたということでございます。

次に、検討、検証内容について、お答えをさせていただきます。

1つ目としましては、過去から当時までの野洲病院に対する支援について、2つ目は、旧御上会野洲病院の医療機能について、3つ目は、旧御上会野洲病院の施設（建物、機器）等の性能について、4つ目としましては、旧御上会野洲病院の経営運営状況について行いました。

最後に、その評価委員会の結果は、旧御上会野洲病院の医療機能は全体的に遜色なく、地域医療連携方法などにおいても高いレベルを保っていると評価されています。しかし、施設は狭隘さ、老朽化とともに顕著で、不具合も多いとされ、耐震工事の実施が困難な上、現地建て替えは難しく、敷地の拡大も極めて困難とされています。市が行ってきた財政支

援は対症療法的には一定の役割を果たしましたが、病院の現状を踏まえ、今後も確実かつ安定的に中核的医療機関として存立されるとは言い難い状況です。よって、市が財政支援を継続することは妥当であるとは評価しがたいと結び、提言とされています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） この野洲病院支援継続可能性に関する提言書というのが市のホームページにも掲載をされており、入手しておりますが、特に施設の性能評価といったらいいんでしょうか、これについてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。私と同じ文書であれば、7ページの中ほどに野洲病院の施設性能についての項があります。そのポイントをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

その提言書によりますと、建物は各所で経年劣化が見られ、躯体の老朽化、仕上げ材の劣化、設備機器の劣化、能力不足が顕著である、特に東館は構造上最も重要視する建物の耐震性能が低く、耐震補強を必要とするが、病院建物の構造確保が耐力壁等耐震化を具現化させる上で制約が多いことや稼働しながらの工事という病院の性格上、耐震補強工事は極めて困難であると、医療機関としての継続を前提とした場合、建て替えが必要であるものの、制約の多い現在地での建て替えは難しく、敷地の拡大も不可能であることから、移転建て替えによる全面的更新が必要であると、そういうふうに提言されております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 私もこの文言については、かなり一言一句というレベルまで読み込んでおりましたが、願わくば、市長選当時にここをしっかりとご覧いただきたかったなと思うところですが、そこを議論するとまた紛糾するので、先に行きます。

6問目、平成28年12月、議会において野洲市病院事業の設置等に関する条例が可決、成立いたしました。同条例では、名称や位置、診療科、病床数など、基本的な事項について規定しておりますが、附則において、経過措置として現野洲病院を市立病院と規定しております。この条例の制定の経緯や意義について、政策監に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） まず、条例制定の経緯について、お答えをさせてい

たきます。

平成28年第5回議会定例会に施設の名称及び位置、診療科目や病床数、病院事業の運営や経営に係る基本的事項を定めようとして提案され、平成28年12月22日に可決されました。次に、その条例の意義についてですけども、この時点において将来的に駅前Aブロックにて新病院整備をすることが広く市民に示されるということになったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） この条例は度々この議会でも議論されてきたところですが、条例違反だ、どうだというふうなことが度々出てまいりました。そして、繰り返し説明を受けていた内容は、今年の2月議会、つまりこの議会で改正すると明言をされ、また執行部は条例改正に向け準備している旨の発言も繰り返し聞いていたところでございます。しかし、現実には、今議会に条例改正の議案は提案されておりません。その経緯、また理由について、政策監に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 条例改正の経緯について、ちょっとお答えをさせていただきます。

条例改正については、昨年からAブロックからBブロックにするということで、今議会に提案をしますということは何遍も、予定ですけども、ご説明はさせていただきました。そういったことで進めてきたということで、庁内ルールですけども、庁内ルールによりまして、昨年末の12月末までに部長会議にかけなければならないという一定のルールがありまして、それに基づいて進めてきたというところでございます。私も日にちとしては、ちょうど12月17日に議会の特別委員会がありましたので、日にちとしても私も覚えておるんですけども、そのちょうど午前中に市長協議を、副市長も交えてさせていただいて、その時点で市長からちょっと違和感があるというふうに申されて、そこで事務がストップしたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

ちょっとすみません。それと、理由については、私もちょっとお答えできませんので、市長のほうから答えていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 確かに設置条例の変更をというんですか、改正につきましては、違和感があるという説明を職員にいたしました。その違和感とは何かというと、そもそも設置条例というのは、今、運営しているところに設置条例がまずあるというのが基本と私は認識しております。例えばですけども、野洲市においては、喫緊では給食センターですか、上屋にあった給食センターを移転するに当たって、今の虫生のところに給食センターを建てましたですね。そのときには、要は、設置条例は上屋にあるままで、そして建て、供用開始、法的には公用開始と書いているんですけども、供用開始できる状態で、設置条例を変えるというのが基本ルールやというふうに聞いておりましたので、そういう意味で、AからBへ移すという提案に対して、私は違和感があるというように申し上げたということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） この件はもう繰り返し議会の一般質問等でも条例違反ではないかというふうなことの議論は、もう複数の議員が複数回にわたり、問うてきた内容です。そのたびに、今おっしゃったような説明は聞いておりました。ただ、その一方で、2月に提案をするとおっしゃっていたのも市長です。いや、俺は言うてへんと、もしかしておっしゃるかもわからないけれども、市という組織において、今、政策監から答弁をいただきましたが、部長級の皆さんからの答弁であろうと、市長からの答弁であろうと、この議場で2月に改正するという答弁をされたのは全て市長の発言とイコールなはずです。そうしたところからいうと、今のご説明は、自ら2月に改正するとおっしゃっていた内容とそれこそ違和感があります。それだったら、2月に改正するとおっしゃっていたのはどのように改正するおつもりであったのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私が改正するならばということで申し上げるならば、当時、現地、今の野洲病院に移すべきだということを私は思っておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） あんまり、ちょっと泥沼に入りそうな気がするのですが、あんまり突っ込んで聞くのもなんですから、ただ野洲病院に戻そうというのはこれも違和感があります。今、先ほど来、説明をされている老朽化が著しく、建て替えが必要だということ

ろで、わざわざこの条例を決めて、新築移転の計画を進めていた。その計画を変えるからといって、なぜ戻されるのか。いや、Bブロックで市長は5月に表明をされました。Bブロックでの整備という信念が固いのであれば、なぜ現地野洲病院に戻す必要が逆にあるのか、これだけお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 基本的なことを間違っておられると思うんですね。病院が今どこにあるのかというのは現在の野洲病院の位置にあるわけですから、そこへ戻るのが普通なんですよ。だから、まだ建ってもいない、まだどこまで進んでもいない途中のところへそれを設置すること自体が無理があるということなんです。だから、一番最初に設置条例をされたのがAブロックだったんですよ。そのときは野洲病院は市立化していなかったと思うんですね。市立化した時点で、それを戻すべきだったんですよ。それを戻さずにAのまま附則でうたわれたということなんですけどね。それを私は正常、普通の形に戻すべきだということを思っているということです。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 28年12月の時点で附則で経過措置で現野洲病院を市立病院にするということは、この時点で決まっていたと思います。市長に聞いてもちょっと曖昧な気がしますので、この条例の経緯について、今の問題になっているところを政策監、あるいは政策調整部長、分かる方に答弁いただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 曖昧と言われましたですけども、平成28年10月まで私は議員しておりました。ちょうどそのとき、市長選に出させていただいて、落選いたしました。その12月議会でこれが設置条例が可決したというふうに記憶しております。だから、その時点ではまだ市立化されていなかったというふうに私は認識しているんですけども、その当時おられた議員さんももちろんおられますので、確認していただけたらありがたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 市立化は28年12月ではありません。それは承知しております。市立化になった7月1日に私は当時、病院の委員会副委員長でしたので、式典に行きまし

た。もうちょっと、ここ、泥沼になりそうなので、時間もないので、別の観点で言いますが、自信を持って、今、28年の経緯を自分は議員だったので承知をしているとおっしゃったので、先ほどスルーしたところをあえて聞きます。

栢木市長が市長に就任されて後の令和2年12月22日に新病院を望む女性の会の皆さんとの懇談をされております。その中で、先ほどお伺いした支援可能性評価委員会の内容と思われませんが、施設性能評価の内容に触れて、そのときは東館を潰すという話だった。東館を潰したら心臓部がなくなるので、現地での建て替えは無理だと判断されたはずだと述べ、西館を先に解体しての現地建て替えのプランを説明されています。これはお持ちじゃないと思いますけれども、新病院を望む女性の会の皆さんから議事録を頂いております。しっかり載っております。

ついでに申し上げますと、私の地元の自治会館で同じような趣旨の言葉を選挙の個人演説会で市長はお話をされております。ぶっちゃけ言いまして、記録をしっかり私は残しております。先ほど申し上げました、支援可能性委員会の提言書には、そんな言葉は書いておりません。先ほど政策監に読み上げていただいたとおりであります。東館を壊したら心臓部がなくなるので、東館を壊してからの建て替えは無理だと判断されたと、そんなことは書いておりません。こういういいかげんな読み方をされている。どうですか。何か反論してください。この当時の判断について見解を求めます。

（「選挙当日の」の声あり）

○8番（東郷克己君） いや……。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後3時22分 休憩）

（午後3時23分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 当選させていただいて、12月22日の女性の会で現地建て替えを対案として出させていただいた旨の話をさせていただいたという記憶をしております。この可能性検討委員会が出たことというよりも、当時は一番古い、昭和55年に建った東館が耐震もできていない、老朽化しているということでしたので、そこを解体して建て直すということは運営しながらでは不可能だという話で聞いていたんですね。だから、評価委員会の中には書いていないか知らんですけども、現地で建て替えしようとしたら、そ

れは無理だと、それだったら、今、まだ平成3年に建った、要は西館を東館の機能を持って建て替えたらいけるんじゃないかという話で、私は対案として出させていただいたということを申し上げていたんです。だから、当時はそういう形で、私は皆さんにご説明をさせていただいたということです。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 非常に上手にごまかしていかれるんですね。比江の自治会館でのお話をさせてもらったら、私は繰り返し、この28年の委員会の検証内容で、28年に検証されています、現地建て替えは無理なんですというふうに言っていましたので、チラシやなんかで28年の委員会で検証された現地建て替えは無理だと言われておりますが、それは大きな間違いですというふうなことをおっしゃっています。それで、今の説明、全く同じです。全く同じ28年の評価委員会でのことを取り上げて言われているんです。全然違います。

もう資料をお渡ししたりして行き来するのも時間がかかるので、次に行きます。

7番目の質問に移ります。

病院整備事業は、平成29年の市議選の結果、ようやく動き出しましたが、令和1年11月に工事入札が不調に終わり、設計の修正を行うこととなり、そして令和2年10月の市長選挙で栢木市長が当選され、民意を受けて、流れが変わりました。選挙戦では、「現病院の敷地に半額程度で新病院を新築」を公約に掲げ、できると力強く訴えておられましたが、当選後は「あれは私案、検証が必要」と発言を大きく修正されました。野洲市民病院整備事業運営評価委員会に専門部会を立ち上げ、検証を託されました。昨年1月14日の評価委員会で検証を開始し、3月の委員会で検証結果を踏まえ、現地建て替えを断念されました。これが経緯でございます。

市長に就任され、改めて、管理者の立場で病院の現状を見られた印象や3月の検証結果を振り返っての見解を問います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 東郷議員は何を興奮して言っておられるのか、私にはちょっと理解できないんですけども、先ほどのお話の中にも、上手にごまかしているとかいうお言葉がありましたけども、それは非常に、私にしてみたら、不穏当な発言ではないかなというふうに思います。

それでは、ただいまの病院管理者の立場で見た病院の現状と評価委員会での検証結果か

らの見解について、お答えいたします。

昨年3月、野洲市民病院整備運営評価委員会の学識経験者で構成していました建築専門部会において、「東館について老朽化が著しい現状である。使用に当たっては設備、内装及び構造について早急な対策を講じる必要がある」との意見をいただいています。ご質問の病院事業管理者の立場で見た建物と現状の印象としては、市長に就任してから初めて分かることも多かったのですが、昭和55年に建築された耐震化ができていない東館においては傷みがひどく、老朽化が進んでいると認識をしておりましたし、現時点においてもそう思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 先ほどの私の発言を「不穏当」とおっしゃいましたので、訂正をいたします。上手にごまかすというのが不穏当ということですので、脇にそれられる、正面からお答えいただけない、これは事実です。何かありますか。

（「飛び入りやろう」の声あり）

○8番（東郷克己君） 時間がもったいないので、次に行きます。

次に、5月17日開催の評価委員会では、現地建て替え断念を受け、市有地の3候補地と議会（特別委員会）の決議による要望により、A案を加えた4案が検討されました。11日後の28日には、議会の野洲市民病院整備事業特別委員会が開催され、市長がBブロックでの病院整備とAブロックでのにぎわい創出を表明されました。昨年の議会で取り上げたところではありますが、この10日余りの間にどんでん返しのような決断をされておられます。その決断のポイントを改めて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前Bブロックでの病院整備、Aブロックでのにぎわいの創出を決断したポイントについて、お答えをいたします。

昨年5月28日の特別委員会において、駅前Bブロックでの病院整備、Aブロックでのにぎわいの創出を決断したポイントについては、同月17日の野洲市民病院整備運営評価委員会において、駅前での整備を求める意見が多かったことに加え、駅前Bブロックが病院整備を進める上で最も経済的合理性がある立地場所として表明いたしました。病院立地場所を検討する上で、体育館裏駐車場及び旧中主ふれあいセンター用地については、10億5,000万円を限度とする社会資本整備総合交付金を受けることができないこと、病院

事業用地などで借り入れた病院事業債約11億7,400万円の一括償還が必要となることから除外したものです。また、駅前Aブロックについては、市長就任してから一貫して、にぎわいを創出する場所として整備検討することを申し上げているとおりであり、この時点において駅前Bブロックにおいて病院整備を進める方向性を示したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 今のご答弁で、Bブロックにした理由は述べていただきました。それは当然のことですが、5月28日の委員会をはじめ、複数回いろんなところでご答弁、あるいはご説明いただいているところであります。しかし、私が聞きたいのは、17日には、新聞報道になりますが、駅前はないというふうなことを囲み取材で発言されておられ、その後、10日余りの間にならんと変わった。何で変わったのか。その理由が私は知りたいんです。ご答弁いただきます。お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 新聞の囲み取材のことだと記憶しております。囲み取材の中で、その新聞社には後で、あれはそのことで言ったわけではないですよということは申し上げました。新聞記者ですので、訂正までは求めませんでしたけども、あのとき申し上げた、Bブロックはないというのは、ないという言い方はしていないんですけども、Bブロックは厳しいという、難しいというのは、ある評価委員会の先生がその場で言われたということの事例を出させていただいた、その囲みの中でのことでございました。それを曲解して、新聞1社だけでしたけども、掲載されたということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 私はこの点、今回の質問をかなり前からざっと会議録等をあさって、確認をしてみましたが、その中で、今お話しされているような新聞記者さんへの発言で、ある委員さんが発言された内容を市長の発言と勘違いされたような説明を、少なくとも3人、私を含めて3人の議員に説明されておりますが、これが要録に載っておりません。5月17日の評価委員会を受けての囲み取材、そこでお話しされた内容が記事になっているんですが、今申し上げたような、どなたか分からないですが、委員さんの発言というのが要録に載っていない。なぜなのでしょう。ちょっとこれ、事務の担当の方、政策監になるのでしょうか。この市長が囲み取材で発表されるような発言がなぜ要録に載って

いないのか、ちょっと事務方のほうにお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 3 6 分 休憩）

（午後 3 時 3 7 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 東郷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと今見させていただきますと、要録にはそういった委員の発言というのは残っておりません。もしかしたら、テープ起こしした中にはあるかもしれませんが、それは、例えば重要な発言であった場合には、必ず必要として要録に載せるべきでありますので、その発言があるかないかについては、ちょっと今確認することはできませんけども、大事な要点だけはまとめた要録というのには間違いのないと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8 番（東郷克己君） 次に行きます。

8 月の病院特別委員会で稲垣議員が、サウンディングの中で事業者が A ブロックに B ブロックを加えた形での提案があった場合、市長の B ブロックでの病院整備方針が変わる可能性があるかと質問され、市長は A と C でにぎわい、B は病院整備と明言されました。それが 10 月の市議選を経た 12 月、一般質問において、稲垣議員が同様の質問をすると、答弁に微妙な違いが生じ、さらに今年に入り、創政会の要望が出るに至って、熟考宣言へとつながります。振り返れば、昨年 8 月の時点で既に熟考の準備に入っていたかのようにも映りますが、真実はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 熟考の準備に入っていた点について、お答えいたします。

病院整備の熟考について、私は 1 月 14 日の臨時の全員協議会の場で初めて申し上げたところであり、それまで決して熟考しようとは考えておりませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8 番（東郷克己君） 突っ込みたいところはいっぱいあるんですけど、私にはもう時間がありませんので、次に行きます。

市長は5月に熟考を経て、Bブロック整備を決断され、それを公式に発表し、関連部署、機関には自ら説明に出向いておられます。この中で7月12日には病院職員を集め、Bブロックでの新病院整備を説明されたと聞いております。その概要を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、東郷議員の10点目、病院職員に対する市長からの説明概要について、お答えいたします。

当時の議事録を確認しましたところ、市長からの説明概要は次のとおりでございます。市長就任時から現在、説明の当時を指しますが、までの特別委員会や評価委員会での検討結果を踏まえ、駅前Bブロックでの整備を表明した。今年度に基本構想、基本計画を見直し、令和7年度を目標年次として整備していきたいと考えている。病院は市民にとって必要な公共機関であり、一日でも早く整備していきたいと考えているので安心してくださるとの説明があったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 次に行きます。

先般、医師会から議会への出前懇談会の要望があり、去る2月19日に開催されました。当日の資料で、市長が昨年9月9日に医師会を訪問され、Bブロックでの病院整備について説明されたこと、それを受けて、同月13日に医師会から要望が出されたこと、さらに11月22日に改めて医師会からの要望が提出されている等々の経緯の説明資料がございました。また、今年1月7日には、ほぼ同趣旨の要望が市議会議長宛てに届いたところで、懇談会の席上でも医師会の理事の方々から切実な訴えが続きましたが、共通していたのが早くということでした。また、病院の必要性について、特に公立病院が必要と訴えられた先生がいらっしゃり、印象に残っております。

ここで、先ほどもちらっと触れていただきました公立病院の有用性、重要性を改めて、病院長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 取りあえず、公立病院といえますか、地方自治体病院について、最初少しだけお話ししたいと思うんです。時間があまりないので、簡単にいきなりたいと思うんですが、あの場でも何回かありましたけれども、これは赤字になるとか、いわゆる市の負担になるということで、議員の方で反対される方もおられたんですが、そも

そもというか、もともとの日本の医療はどこから始まったかといいますと、明治時代に遡るんですが、日本赤十字社がまず最初に始めたんですね。これの最初の病院長は陸軍の軍医総監だったんですね。厚労省がもともと陸軍省の、いわゆる内局であったのはそのせいもあって、ずっといわゆる病院の中核となっている日本赤十字病院というのは陸軍に、要するに軍隊の一部として使われていたわけです。それ以外に、貧しい人が病院にかかれなくて死んでいるということがあって、明治天皇がお金を出して造ったのが、ここにもある、近くにありますが、済生会病院。いわゆる、これは全国にあります、済生会何々病院というのは全部あるんですけども、これは恩賜法人という特別法人。普通の法人とちょっと違うんですけども、天皇陛下からお金を頂いたということでできたものです。そこはもう本当に非常に貧しい人が入っても診てくれるという病院で、テレビなんかによく出てくる江戸時代からの小石川療養所とか、それから東京都も東京都養育院病院という、これも明治時代からずっとあるんですけども、行き倒れの人をみんな収容したりというようなことをやっていました。

戦前はそれで何とかなったんですけども、軍が強かったというのもあって。戦後になってこの憲法改正で憲法25条に生存権というのは明記されています。要するに、最低限のこれ、いろいろ議論があって、何が最低なのかというのは難しいんですけども、最低限の安全な生活ができることということが記載されています。

それを実現するために1961年に、その前に法律ができたんですが、いわゆる国民皆保険というのができました。それができるまでは、結構病院にかからずに死んだ人もたくさんいるんですね。今はもう病院へ行けば、お金も払わずにと言ったらおかしいですけど、病院のお金を取らずに診る場合もいくらでもあります。

私もあの家が開業していましたので、本当にお金、1銭も払わずに診ているというようなこともあります。これは、いわゆる日本の医療が国民皆保険によって、お金がかなり自由に全部に回るようになったということもあって、非常に全体的なレベルが上がったんですけども、ただそこを担う病院というのがうちの田舎で開業している医院は別にすると、やっぱりどこか赤字を覚悟の上で造る必要がある病院があるということになって、それまで各都道府県に医科大学がいろいろあったんですね。この近くでは和歌山はまだ県立医科大学が残っていますし、府立医科大学も残っていますが、そういうようなものを全部、国立病院以外もいろんな病院に変えて、公立病院に変えて、やっていったわけです。その一部が自治体が住民サービスとしてやりましよう、要するに、お金も払えないような

状態でもというようなことも含めてやりましょうというのは、ちょうど昭和30年の日本の創成期ですね、戦後の。にできたわけです。

その後、いろんな保険の問題もありまして、それから市役所から病院に行ってやるということがあって、構造的に赤字になるということが勝手に広がっているんですけども、ただ物によってはもう非常に、病院によってはちゃんとしているところもたくさんあります。そういうところは、やはり非常に必要であるというようなニーズに関しては、ちゃんと応えておられます。

特に今回のコロナの始まる前に、大体厚労省というのは、さっきも言いましたけども、陸軍省の内局だったので、みんなほかの省庁に大分ばかにされたところがありまして、あまりちゃんとした仕事をしていなかったというのものもあるんですが、国立病院機構、国立病院を全部一緒にしたときに、かなり病院を一緒にしてしまおうというような話が出たので、皆さんご存じだと思います。京都だと宇多野病院と南病院を一緒にしてしまえというような、まあ言ったら、暴言に近いようなことをやったわけですね。ところが、このコロナになったら、みんなそういうところに全部入れているわけです。この前出たばかりの提言では、去年の秋、感染症も考慮に入れて、ずっとこういう病院は残すべきだというのが出ています。ですから、公立病院というのは赤字であろうが黒字であろうが、それはもう経営の手腕と医者の集まり具合と、それからその利便性といろんなものが絡み合っ出てくるものであって、あるべきことは住民の安全を守るということに最善の目的を置くべきだと僕は考えています。

ですから、もう壊れかかっているところからもう壊れている病院に患者さんが入ってもらっているわけですから、早く建てろと。比較的どこでもいいような論調だったと思うんですけども、駅前の近くだったらどこでもいいから早く建てろという話になったのは、医者立場から言えば、そういう別にAに建てろと言っているわけでもないですし、そういう感じではないということはお分かりいただけだと思います。

だから、先ほど言いましたけども、このままいくと、この公立病院自体がなくなってしまうので、隣の守山も済生会に吸収されてしまったというのがあって、これ、実際には本当に公立病院がないんですね、少し簡単に言うと。そういう患者さんをどこかに収容するというようなことができなくなってしまうというので、非常にこれはこの地域にとっては不幸なことであるという具合に僕は考えますので、できれば早く建てろということが、やっぱり一番重要ではないかという具合に考えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 住民の安全を守ることが最大の目的ということは、私も非常に納得いたしました。

ところで、少し言及いただきましたが、早くという部分について、こちらからちょっと問いかけませんでしたので、この部分について、一部には建物を修繕しているしと、あるいは機械を更新しているから大丈夫じゃないかという方もちらほら聞こえたりします。早くの認識がかなり温度差があるんじゃないかと思うんですが、その辺の病院の責任者の立場から、その早くの部分についての切迫感といいますか、実感を教えていただきたいと思っています。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 本当は管理者は市長ですので、建物は壊れたら市長が責任がある。よくお分かりだと思いますが、責任を取ってもらいますということを前提にまずお話しします。

建物が、あれ、正確に、平成17年の旧御上会の際の耐震の計測値を少し見せていただいたんですが、I s値といって、耐震強度を測る数値があるんですけど、普通はこれは0.6以上ないと駄目なんですけど、0.388しかないところがあります。あまりそれ以上言うちょっと入っている人もいますのであれなんですけど、そういう建物なんです。先ほど、ちょっと栢木市長が元へ戻すと言っていましたけども、あそこへは本当は戻せないで、駅前に建てるので、その0.388のところは見逃してくれと言って、関西の厚生局の監査があったときに言って、それを、まあ言ったら、見逃していただいたというような経緯はあります。

ですから、もう早く建てないと、これ、例えば、どこかで近くで地震が起こって震度が4いけば、かなり危ない。それから、そこに記載されているのは、外からの、いわゆる耐震補強ではもたない。中に何か入れないと駄目。要するに、病棟を潰せということですね、その。いう具合に書かれているので、1つの病棟の内部を全部潰して、そこに補強材を入れるというようなことをやれば、もつかもしれませんが、あとは、もう一つ、空調設備が20年間全くリフレッシュされていないので、これを全部直すと数億かかるんですけども、その予算とか、今は確かに新しい病院ができたときに持っていけるような機械は買っています。みんな病院の職員がやる気を出してくれているんですけども、それ

以上には全く病院を直すというようなものよりも、むしろその病院が壊れたので、何しろ僕の部屋でも雨漏りしたぐらいですから、傘差したりで、そういうような、院長室でもそんな建物ですから、とてもそんな使い続けるということはできるような状況にはないということのはっきり言えると思います。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 病院の市立化を疑問視する向きもございます。しかし、野洲市では多額の補助金を出しながら、市や議会のチェックができなかった民間病院時代から、市立化により、かえって行政の目、議会の目が届くようになって、チェックが利くようになったと感じております。私自身はよくなったと感じておりますが、市立化後の状況、あるいはご努力等々、ちょっと事実関係をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市木市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、東郷議員の12点目、病院の市立化後の状況について、お答えいたします。

東郷議員から市立化以降よくなったというお褒めの言葉をいただきましたことは、働く職員にとって大きな励みとなります。ありがとうございます。市立野洲病院につきましては、令和元年7月1日に開院し、議員もご存じのとおり、職員については採用試験の結果、旧御上会で働いていた職員が大多数でございました。そこで、市としては職員一人ひとりの経営意識を高めるべく、様々な取り組みに着手いたしました。基本的なこととして、病院長以下、幹部、所属長等が出席いたします経営改善全体会議を毎月開催いたしまして、ここで各所属の数値目標など、具体化し、その実現に向けて、コンサルタントからの助言、指導も受けながら日々の取り組みを進めているところでございます。その他、各所属長で構成する課長会議を毎月開催し、ここで各所属が抱える課題を共有し、医療の安全及び患者満足度の向上のための提案などを自主的に行いながら、1つのチームとして組織課題の解決に向けた検討と実施を行っているところでございます。

また、病院事業会計の決算の状況を申し上げますと、令和元年度決算では、経常収支ベースで約2億1,000万の黒字、令和2年度決算では、同じく経常収支ベースで約5億2,000万円の黒字決算でございました。ただし、令和2年度決算については、新型コロナウイルス感染症入院患者受け入れのための病床確保に係る補助金収入約3億円が含まれておりますので、実質的な経営収支は約2億2,000万円の黒字となっております。

いずれにいたしましても、コロナ禍など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しいものが

ございますけども、市立化以降、経営改善の取り組みがこのような着実な成果として結果に表れているものと認識しているところでございます。今後も新型コロナ対応を含め、市立病院として市民、患者様の安心、健康を守る役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ここまで市内に病院が必要かどうかという根本的なところから一つひとつ確認をしてみたいです。これらを総合すれば、駅前整備しか選択肢がないと私は考えておりますが、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 病院整備は駅前しかないと判断された上で質問をされておられますが、私はそうは思っておりません。ただいま、現在、熟考している段階でございます。このため、最善の方策を見いだした上でしかるべき段階において整備方針を示す所存でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 今の野洲市、特に地域医療にとって最も重要なのはお金ではなく、時間、時です。時は金なりという言葉もございますが、金より重要な時です。先ほど、5月の10日間の経緯をお聞きしたのも、時が重要との観点に立ってのことです。議案質疑で、抜本的解決は新築移転しかないと明言がございました。また、現病院は限界があることは、先ほど来、確認してきたところです。早くという部分についても、今、病院長からその切迫感について確認したところです。病院の必要性、重要性については、議論の必要性はないと考えております。どこでについては、長年にわたる本市の課題でありました。昨年5月にBブロックの整備を表明されたときには、市長を支持されているベテラン議員から英断だとの声が聞かれました。また、同じく、市長を支持された市民グループの方々との出前懇談会では、我々も栢木市長の決断を受け入れるから、あなた方もB整備に賛同してほしいとの言葉がございました。もともと駅前に反対していた方だったので非常に驚き、今も鮮明に覚えております。

栢木市長、様々、今までちょっと興奮して、失礼なことも申し上げましたが、私は、今回の質問、冒頭、申し上げましたように、市長を糾弾することを目的としたのではござい

ません。そして、今の喫緊の野洲市の課題は、この病院の整備を何とか前に動かすこと、早く整備をすること、この1点に尽きると思います。先ほど、Bブロック整備のときに英断だと声が聞こえたと申しましたが、本当に市長も様々なご事情、あるいはトップに立たないと分からない重圧、プレッシャー等もあったかと思います。その中でBを決断された。そこを私たちも多としたい。我々もAにこだわってまいりました。そういう市民の声もたくさんいただき、またご支持もいただけてきましたが、ここに至って、もう場所の問題で右往左往している余裕がございません。市長がBで整備すると、もう一度、決断をしていただければ、我々もそれを支持し、支えます。一緒に汗をかいて、野洲市の医療を健全なものにしていきたいと思っております。

見解をお聞きしても、なかなか、はい、やりますとは言えないと思っておりますので、その決断を一刻も早くしていただくことを要望という形で申し上げて、次の最後の質問に移ります。

昨年5月24日、マニフェスト大賞実行委員会主催のマニフェスト大賞2021キックオフ研修会というのがオンラインで開催され、参加をいたしました。この中で、前年、2020年の第15回マニフェスト大賞グランプリに輝かれた岐阜県多治見市の古川市長の基調講演があり、大変感銘を受けたところであります。概要は、市民による政策選択から実践までつながるシステムづくりでありました。

本市では、残念ながら選挙とその後の施策が乖離する状況が続いております。主権者は市民であり、政治は市民のものでなければなりません。多治見市の例を参考に、政策選択選挙から実践につながるシステムの導入を提案しますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 政策選択選挙から実践につながるシステム導入の提案について、お答えいたします。

ご提案につきましては、参考にさせていただきます。

なお、第2次野洲市総合計画の進捗管理につきましては、3年間を見据えた実施計画におきまして、施策を推進するための事業内容や実施時期を明らかにし、年度当初に確認を行っております。また、年度ごとの実績に伴う施策評価を令和4年度より行うこととしております。このような手順により、総合計画の進捗管理を行っていくことで将来都市像を目指したまちづくりを行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 今、市長が触れていただきました総合計画、ちょうど市長の就任の直後に入れ替わりといたしますか、1次から2次へということでした。そういうこともございましたので、私自身も審議委員会、ちょっと名称が不正確かも知れませんが、検討をされる会議には、2回だったと思いますが、傍聴に参加をさせていただきました。また、今回のこの質問の内容を煮詰めるに当たって、専門部会というのがありました。そこには残念ながら傍聴に行けませんでしたので、要録で拝見をいたしました。

非常に、最初と最後だけ行きましたので、ちょっと私としては、何か野洲の総合計画、この会議がどうなのかなという思いも正直なところ持っていたところはあったんですが、間の専門部会の要録を見ると、かなり率直なご意見が飛び交っているといいますか、議論が交わされている、しっかり議論されていたんだなということを見て、少し安堵したところであります。

一方で、今の混乱は、むしろその総合計画の策定というよりは政治の課題かなと思っております。市長や我々議員の責任かなと思います。今回のこの資料を策定委員会の検討に関わられた方に、ちょっと知り合いがおられましたので、見せて、ご意見をお聞きしましたら、理想やと思うと、一言目おっしゃいました。そのすぐ後に、いや、でもほんまは普通やと思う、でもその普通なことが野洲では残念ながら理想に思えてしまうと、悲しいなというようなお言葉でありました。これを何とか変えていかないといけないと思います。

多治見を例に取って言えば、まず伝えるということが非常に重要かなと思います。この資料は多治見市の総合計画をつくるに際して、4年間の市の実績をまとめたものです。総合計画は、実はこれの3分の1ぐらいの厚さなんですけど、この分量のことを作っております。何が言いたいかという、厚い資料を作れというのではなく、今の野洲市の状況がどんななのか、課題が何やということをしっかり伝えることがまずは大事かなと思っております。これでなくてもいいんですが、そうした野洲市の現状をしっかり伝えた上で、市民のご意見を聞かないと、我々政治家はつい民意ですということ、私も過去、市民がとか民意がとか、ここで言ったかも知れませんが、状況を承知いただいた市民の方からの意見でなければそもそもそのご意見が果たして今の状況にあったかどうか分かりません。こういうものを何でもいいんですけど、野洲にふさわしい野洲バージョンをぜひつくっていただきたいと思うんですが、ちょっと実務を担われるということで政策調整部長に見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの東郷議員の質問にお答えいたします。

事前に質問と同時に資料のほうを提言いただいております、多治見の関係ですね。頂いています。実際の討議の、今、お手元に持っておられるその分については、私、拝見はしておりませんが、考え方等の概要については拝見いたしております。中身的には、いわゆる多治見バージョンとして、いろいろと考えなり、それを積み上げられた成果だということのように感じております。

当市におきましては、先ほど総合計画の関係で市長が答弁しましたけど、昨年作り、今年度からそれを実施しておるということで、実施初年度に当たります令和3年度、今年度につきましては、いわゆる実施計画として、主要事業の73事業を取りまとめております。その分につきましては、市長、副市長のヒアリングを受けた上で、それを最終的に成案として、主要事業としてまとめておりまして、その事業の中身といたしましては、課題、それから今後どのように取り組むかということをもとめたものを現在、既にもうホームページのほうで掲載のほうをさせていただいております。

しかしながら、今、手元に持っているその分厚さからいきますと、1つの事業に対する、書いてあることのボリューム、それから取り上げている事業が非常に多いように、私は見えていないのであれなんです、と思います。その部分になってきますと、全体的な、例えば事業評価ですとか、そういうような手法が考えられるんですが、いろんなその施策、あるいは事業の評価につきましては、全国のいろんな自治体がいろんなやり方をされておると思います。1つの提言を受けて、野洲が今やっている主要事業とか、そのものもいいというわけではなく、野洲は野洲で今やっておりますけれども、またその資料も拝見しながら、多治見の今やっておられる、提言されているそういう内容も検討をしてみたいと、このように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ぜひ野洲バージョン、いいものをつくっていただきたいと思いたす。そして、言いたいのは、しっかり伝えるということがまず前提で、その次にお聞きすること、さらには議論をするということ、これが、この3段階が欠如しているかと思いたす。これを進めていただきたいと思いたす。

併せてですが、多治見の場合は議会の関与も積極的なものがあります。総合計画1人1

項目、提案、そんなんもあります、これについての見解、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、多治見のほうでは、そのように議員1人1提案というお話なんです、その分につきましては、私どものほうから1人1つの提案をくださいというよりも、東郷委員が今おっしゃっているように、議会のほうからそういうようなルールをつくりながら、そういうことを提案いただければいいかと思っております。

それと、議会での積極的な関わりということで、今回、質問をいただいたときに、多治見で頂いた資料の中で見ておきますと、例えば総合計画についての部分につきましては、市民さんの参画ということで、先ほど質問の中でございましたけれども、審議会、それから、部門で4つですか、そういう部門を取られたんですけども、議会のほうでも、いわゆる特別委員会を設置されて、議会の中でその総合計画をつくる機会、中間というんですか、その中間ごとに報告を受けて、その段階で議会としてのいろんな意見を提案されて、それを伝えるというんですか、そういうようなこともされていたというふうに聞いておりますので、そういう意味からしますと、いろんなその機会を捉えて、議論する場ということで、先ほどおっしゃっていたその部分にも通じるものがあるのかなということで、いろんなそのやり方の中でそういうようなことを積み上げていく必要があるかというように認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） よりよい野洲市のためにしっかり議論をして進める、そういうことを続けてまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

この後、予算常任委員会及び各常任委員会を開催いただきますことから、本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、3月7日月曜日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き、代表質問と一

般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後 4 時 1 4 分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年3月4日

野洲市議会議長                      荒川泰宏

署名議員                              橋俊明

署名議員                              岩井智恵子